

第2期富士河口湖町人口ビジョン

・地方創生総合戦略

令和2年3月



富士河口湖町

目 次

第1章 人口ビジョン	6
第1 人口ビジョン改定にあたって	1
1 国の長期ビジョン策定の背景と目的	1
2 人口減少問題に取り組む意義	4
3 長期的な展望	7
4 山梨県の人口の現状	9
第2 人口ビジョン	11
1 人口ビジョンの位置づけ	11
2 対象期間	11
3 富士河口湖町の人口構造	12
4 富士河口湖町の人口動態	15
第3 富士河口湖町の将来人口推計と分析	22
1 富士河口湖町の将来人口推計	22
2 人口減少段階の分析	24
3 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析	26
4 人口減少が地域の将来に与える影響	32
第4 富士河口湖町の将来の人口展望	33
1 目指すべき将来の方向	33
2 人口の将来展望	33
3 まとめ ～地方創生における人口ビジョン～	35
第2章 地方創生総合戦略	38
第1 第2期地方創生総合戦略の策定	39
1 第2期地方創生総合戦略策定の主旨	39
2 第2期地方創生総合戦略の期間と推進体制	40
第2 第2期富士河口湖町地方創生総合戦略	42
基本目標1. 地域に根ざした新しい雇用を創生する	43
基本目標2. 人の流れをつくり地域経済を創生する	45
基本目標3. 未来の富士河口湖町を担う人材を創生する	51
基本目標4. 生み・育むことに優しい環境を創生する	54
基本目標5. 将来にわたり活力あふれる地域を創生する	57
横断的な目標 新しい時代の流れを力にする	67

第1章 人口ビジョン



TOWN OF FUJIKAWAGUCHIKO

第1 人口ビジョン改定にあたって

1 国の長期ビジョン策定の背景と目的

(1) 国の長期ビジョンの趣旨

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活においては実感しづらいものがあります。しかし、このまま続けば、人口は急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなると考えられています。

このため、国は、2014年に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向を提示することを目的として、長期ビジョンを策定しました。

その後の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、当時より人口減少のスピードはやや遅くなっているものの、決して危機的な状況が変わったわけではありません。

今般、国はこの困難な課題に国と地方公共団体の全ての関係者が力を合わせて取り組んでいけるよう長期ビジョンを改訂しました。

(2) 計画策定の経緯

まち・ひと・しごと創生に関しては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定され、平成26年12月27日に、日本の人口の現状と将来の展望を提示する「国の長期ビジョン」及び今後5か年の国の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）が閣議決定されました。

これを受けて、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を提示する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に努め、対策を講じてきました。

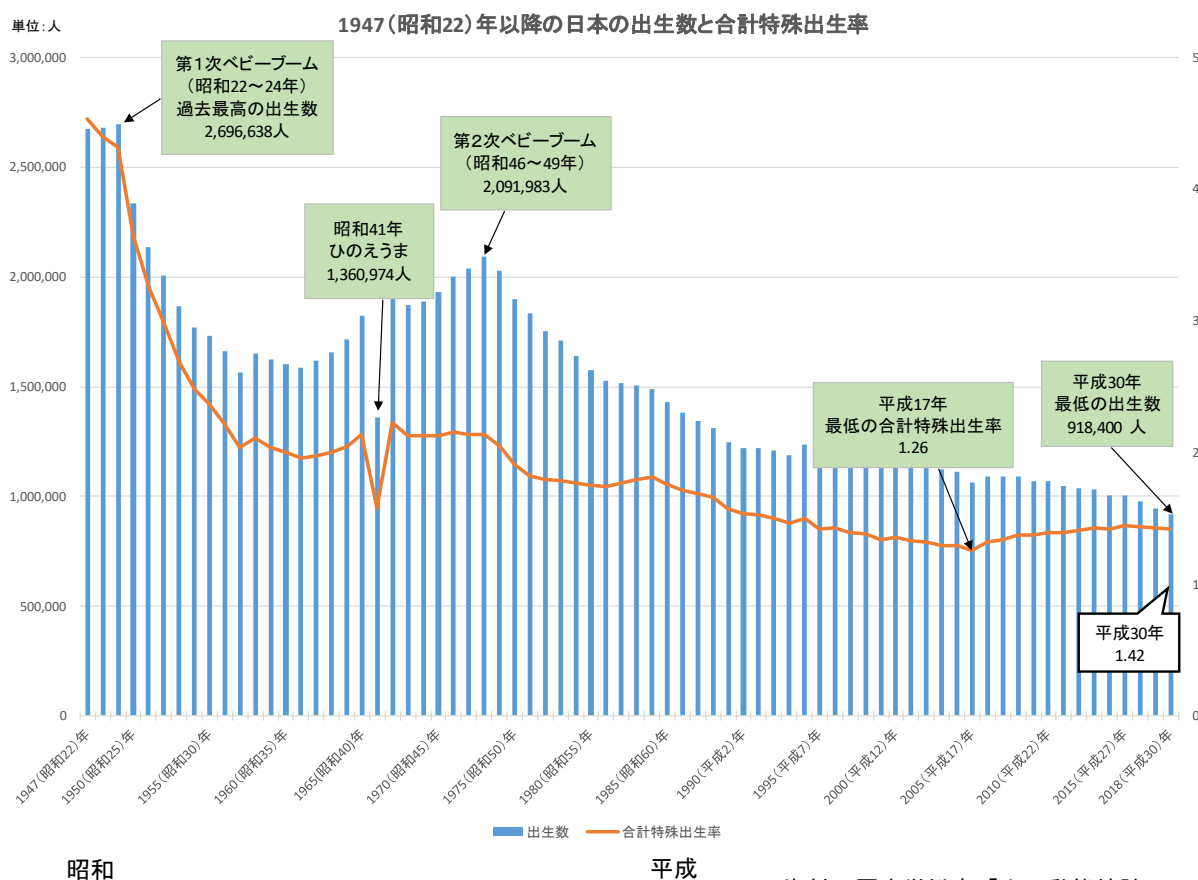
本町においても、第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定後の経過と評価を踏まえて、まちの人口の動向と現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するため、「第2期富士河口湖町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）を改訂します。

(3) 人口問題をめぐる現状と見通し

① 加速する人口減少

国の出生数・出生率は、いわゆる第二次ベビーブーム（昭和46年～49年）と呼ばれた1970年代半ばから長期的に減少し続けています。

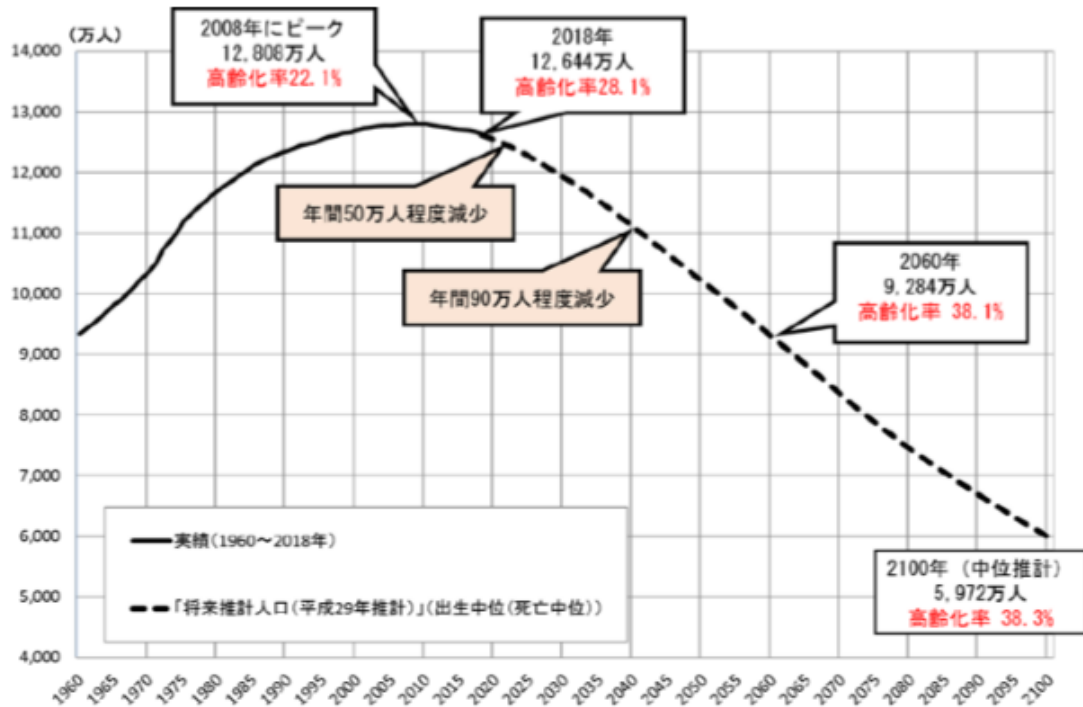
また、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、昭和50(1975)年以降、人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）の2.07を下回る状態が約40年間続いています。



これまで、少子化が進行しながらも、ベビーブーム世代という大きな人口の塊があったために、出生率が下がっても出生数が大きく低下しなかったことや、平均寿命が伸びたことによって死亡数の増加が抑制されていたことにより、日本の総人口は長らく増加を続けてきました。しかしながら、この「人口貯金」とも呼ばれる状況が、時代が推移する中でついに使い果たされ、2008年をピークに日本の総人口は減少局面に入り、2018年10月1日時点の総人口は1億2,644万3千人、2018年の出生数は1899年の調査開始以来最低の91万8千人を記録しました。いったん、人口が減少し始めると、減少スピードは今後加速的に高まっていきます。社人研「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（以下「将来推計人口（平成29年推計）」という。）の出生中位（死亡中位）推計によると、2020年代初めは毎年50万人程度の減少ですが、それが2040年代頃には毎年90万

人程度の減少スピードにまで加速すると推計されています。

【総人口の推移と将来推計】



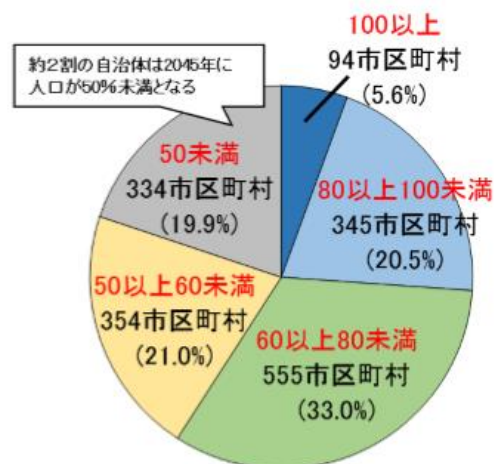
総務省「国勢調査」、社人研「将来推計人口(平成29年推計)」等に基づき作成。

(注) 「高齢化率」は総人口に占める老年人口(65歳以上人口)の割合。

②人口減少の地方から都市部への広がり

社人研「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(以下「地域別将来推計人口(平成30年推計)」という。)によると、各市区町村2015年の総人口を100としたとき、2045年に指数が100を超える、すなわち2015年より総人口が増えるのは94市区町村(全市区町村の5.6%)と推計されています。残る1,588市区町村(94.4%)は指数が100未満となっています。このうちの334市区町村(19.9%)では指数が50未満、すなわち2015年に比べて総人口が半分を下回ると推計されています。

【2045年における総人口の指数別市区町村数と割合】



※赤字は「2015年の人口」=100とした場合の「2045年の人口」

社人研「地域別将来推計人口(平成30年推計)」に基づき作成。

2 人口減少問題に取り組む意義

(1) 人口減少に対する危機感の高まり

人口問題に対する国民の意識と政府の基本姿勢は、時代の推移によって大きく変わってきました。かつては出生率が低下を続けていたにもかかわらず、これが直ちに人口減少に結び付かなかったこともあり、人口減少に対する国民の関心は必ずしも高くありませんでした。しかしながら、民間機関が2014年5月に発表した「消滅可能性」に関する分析結果は、多くの地方公共団体や地方関係者に強い衝撃を与え、人口減少に対する危機感が高まることになりました。全国知事会は、同年7月に「少子化非常事態宣言」を発し、その後は、少子化対策に関する提言を度々行っています。内閣府が2014年8月に実施した世論調査においては、9割以上の国民が「人口減少は望ましくない」と答えており、「政府は人口減少の歯止めに取り組んでいくべき」とする回答は7割を超えています。また、民間調査会社が2019年に実施した調査によると、人口減少を実感していると回答した者は回答者全体の約4割でしたが、人口5万人未満の都市における回答者では、約3分の2が人口減少を実感していると回答しています。地域差はあるものの、人口減少に対する意識や危機感、国民の間に徐々に浸透してきています。

(2) 人口減少が地域経済社会に与える影響

人口減少と高齢化の進行は経済社会に悪影響を及ぼすこととなります（人口オーナス）。総人口の減少と高齢化によって「働き手」の減少が生じると、日本全体の経済規模を縮小させるとともに、一人当たりの国民所得も低下させるおそれがあります。仮に働き手一人当たりの生産性が高まれば、一人当たりの国民所得を維持できる可能性はありますが、社会保障費の増大等により働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響を与えるとともに、人口規模の縮小がイノベーションを停滞させるおそれがあります。地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じてきています。この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることになります。国土交通省が2014年7月4日に発表した「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」では、2050年における人口増減状況が示されました。これによると、2050年には、現在、人が住んでいる居住地域のうち6割以上の地域で人口が半分以下に減少し、さらに2割の地域では無居住化すると推計されています。

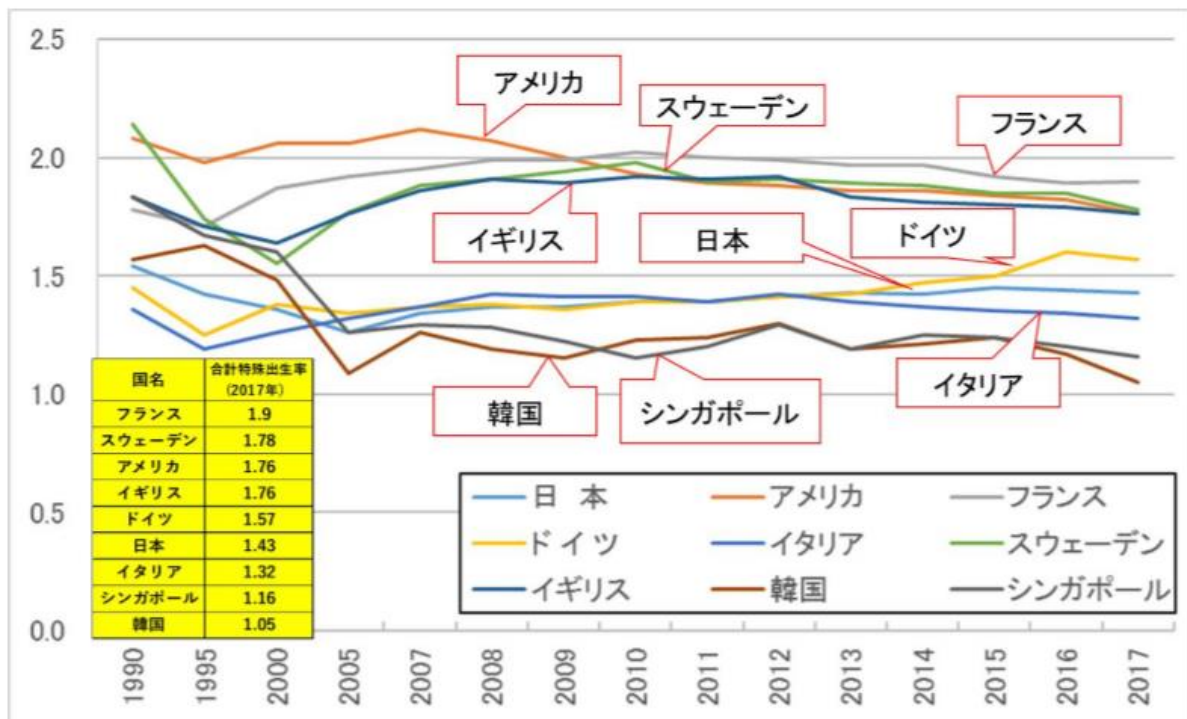
中山間地域や農山漁村などにおいては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になるおそれがあります。都市における影響も大きく、都市機能の維持には一定の人口規模が必要とされますが、人口が減少すると都市機能

を支えるサービス産業が成立しなくなり、第3次産業を中心に、都市機能の低下が生ずるおそれがあります。このように人口減少は地域経済社会に甚大な影響を与えていくこととなるため、全力を尽くして取り組むべき課題であるといえます。

(3) 人口減少に早急に対応すべき必要性

社会が近代化すれば、出生率が低下するとする見方もあります。しかし、先進諸国中でも、国によって動向は大きく異なっています。図で示された国際的な状況をみると、日本、イタリア1.4前後、シンガポール、韓国は1.2以下と低い出生率となっているのに対し、フランス、スウェーデン、アメリカ、イギリスは約1.8前後の出生率を維持しています。

【各国の合計特殊出生率の推移】



(出典) 内閣府「少子化社会対策白書(令和元年度)」に基づき作成。

この中で注目されるのが、いったん出生率が低下しながら、回復を果たした国々です。フランスは、長きにわたって人口問題について国民的な論議や取組が重ねられてきており、手厚い家族支援政策を行っています。1993年に出生率は1.66まで低下しましたが、家族給付や出産・育児と就労の両立支援の拡充等によって、2017年には1.9まで回復しました。また、スウェーデンは、近年2度にわたって出生率の低下と回復を経験しています。直近では1999年に出生率は1.50にまで低下しましたが、家族給付や育児休業保障の拡充等によって、2017年には1.78まで回復しました。こうした国々は国民負担率が6割程度であることなどから、我が国と単純に比較できませんが、示唆に富む実例といえます。日本においても地域によって出生率の動向は大きく異なり、中には高い出生率を実現している地

域もあります。現状のまま何もしない場合には、極めて厳しく困難な未来が待ち受けていますが、的確な政策を展開し、官民挙げて取り組めば、人口減少に歯止めをかけることは可能であると考えられます。人口減少に歯止めをかけるには長い期間を要します。各種の対策が出生率向上に結びつき、成果が挙がるまでに一定の時間を要し、仮に出生率が向上しても、全体の人口に影響を及ぼすには数十年を要することとなります。それでも、対策が早く講じられ、出生率が早く向上すればするほど、将来人口に与える効果は大きいものがあります。出生を担う世代の人口が減少し続ける状況下では、出生率がいつの時点で向上するかが出生数、すなわち、将来の人口規模を決定していくこととなるからです。一定の仮定を置いた試算を行うと、出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の定常人口はおおむね300万人ずつ減少することとなると指摘されています。人口減少は、早急に対応すべき「待ったなし」の課題であるといえます。

(4) 国民の希望とその実現

国民の希望を実現することは全力を挙げて取り組むべきものであり、これが人口減少の歯止めにつながるようになります。

①結婚・出産・子育てに関する国民の希望

社人研「出生動向基本調査」(第15回、平成27年)によると、18～34歳の独身者は、男女ともに約9割は「いずれ結婚するつもり」と回答しており、また、結婚した場合の希望子ども数は男性1.91人、女性2.02人となっています。さらに、同調査によると、夫婦の予定子ども数は2.01人となっています。こうした希望等が叶うとした場合に想定される出生率を「国民希望出生率」として、一定の仮定に基づく計算を行えばおおむね1.8程度となるのに対し、2018年の日本の出生率は1.42となっています。

$$\begin{aligned} \text{国民希望出生率} &= (\text{既婚者割合} \times \text{夫婦の予定子ども数} \\ &\quad + \text{独身者割合} \times \text{独身者のうち結婚を希望する者の割合} \times \text{独身者の希望子ども数}) \\ &\quad \times \text{離死別等の影響} \\ &= (32.0\% \times 2.01 \text{ 人} + 68.0\% \times 89.3\% \times 2.02 \text{ 人}) \times 0.955 \\ &= 1.79 \end{aligned}$$

同調査では、結婚を希望する者の割合、予定子ども数及び希望子ども数は、地域によってある程度の違いはあるものの、例えば、大都市部で顕著に低いといった状況はみられていません。しかしながら、出生率は地域によって異なっており、中には国民希望出生率よりも高い出生率を実現している地域もありますが、多くの地域では、結婚・出産・子育てに関する国民の希望が十分に実現されていないと考えられます。2018年の内閣府の調査によると、「結婚に対する取組」に関する計画を有する都道府県は、76.6%となっています。地域によって、出生率が異なる要因は様々ですが、地域の実情

に合わせた取組を通じて、結婚・出産・子育てに関する国民の希望を実現していくことが重要と思われまます。

②地方への移住に関する国民の希望

地方から東京圏を中心とした大都市圏に人口が流出している一方、東京在住者に対して行った意向調査によると、東京都在住者の約4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」と考えているという結果となっています。移住希望は、特に10・20代の若い世代の男女や40代の男性で高い結果となっています。また、地方への移住支援を行うNPO法人への2018年の相談件数は、2014年に比べ3倍以上増加しているように、地方への移住に関する国民の関心や希望は高い水準にあると考えられます。上記の意向調査では、移住を考える上で重視する点として、地方の雇用や日常生活の利便性などが挙げられていることから、こうした点を考慮して、地方への移住に関する国民の希望を実現することで、地方への新しいひとの流れをつくることが重要であると考えられます。

3 長期的な展望

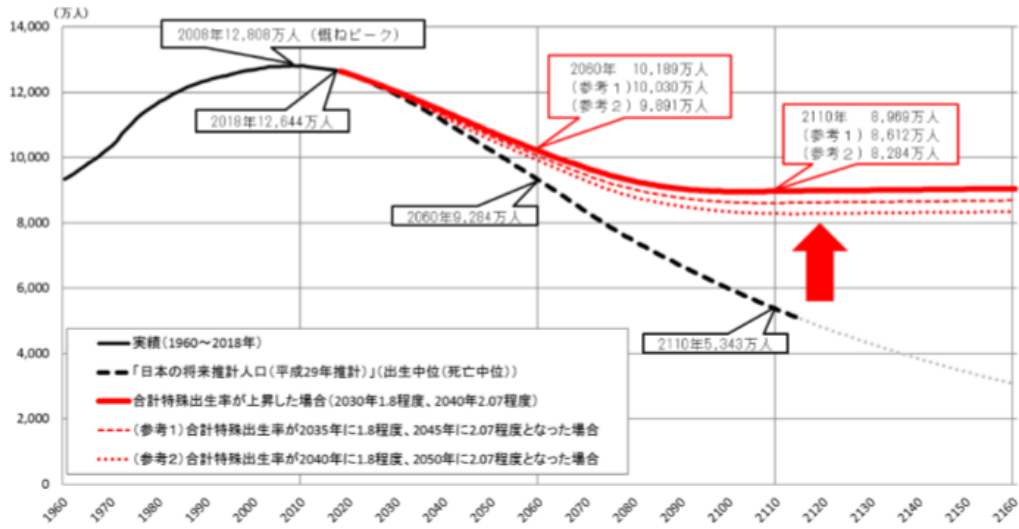
活力ある地域社会の維持のために 今後目指すべきは、将来にわたって、過度な一極集中のない活力ある地域社会を維持することであり、そのためには、人口減少に歯止めをかけなければなりません。出生率が向上し、将来のどこかの時点で出生率が人口置換水準に回復することが、人口の規模及び構造が安定する上で必須の条件です。

(1) 人口の長期的展望

社人研「将来推計人口（平成29年推計）」では、このまま人口が推移すると、2060年の総人口は9,284万人にまで落ち込むと推計されています。これは、約60年前（1950年代）の人口規模に逆戻りすることを意味しています。さらに、総人口は2100年に6,000万人を切った後も、減少が続いていくこととなります。

これに対して、仮に2040年に出生率が人口置換水準と同程度の値である2.07まで回復するならば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2100年前後には人口が定常状態になることが見込まれます。若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現するならば、我が国の出生率は1.8程度の水準まで向上することが見込まれます。我が国においてまず目指すべきは、特に若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることと考えられます。もとより、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定を強制するようなことがあってはなりません。

【わが国の人口の推移と長期的な見通し】



(注1) 実績は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。

社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。

2115～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3) 社人研「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。

4 山梨県の人口の現状

(1) 山梨県の総人口の推移

山梨県の総人口は、平成 12 (2000) 年の 888,172 人をピークとして、減少に転じており、平成 27 (2015) 年には 834,930 人となっています。

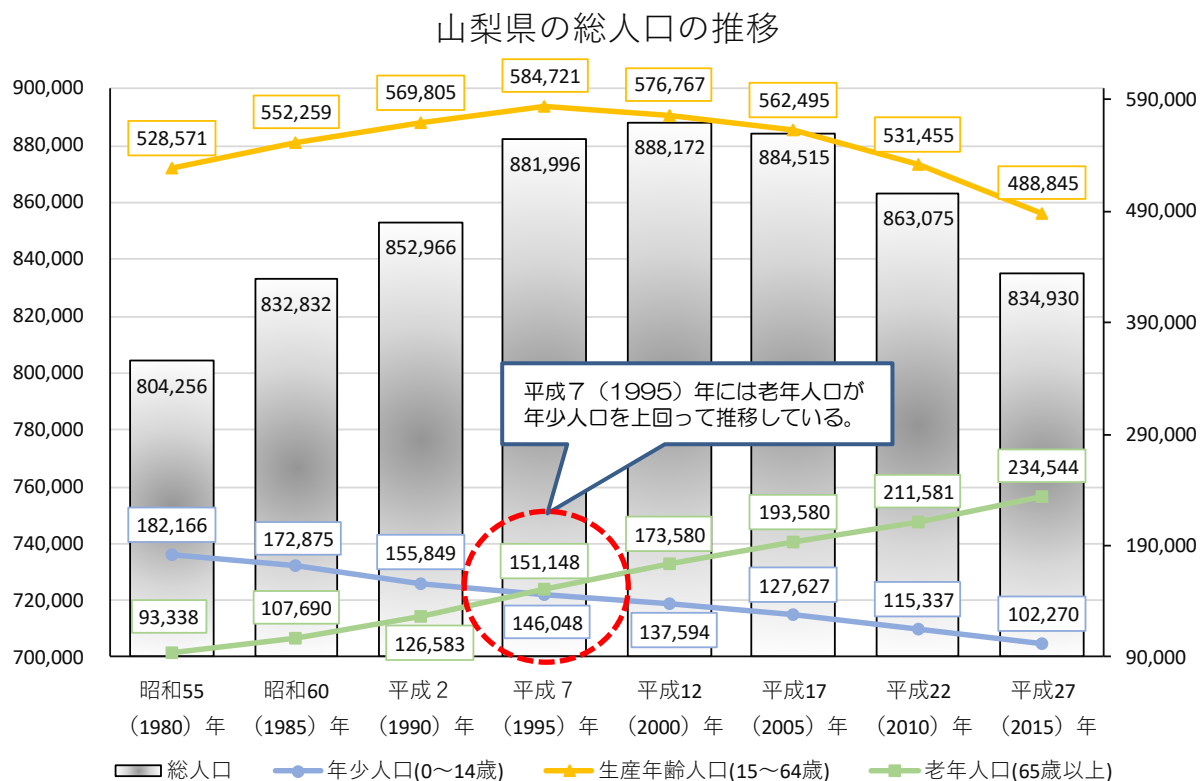
年齢 3 区分別人口の推移をみると、一貫して年少人口は減少を続けており、平成 27 (2015) 年には 102,270 人となっています。

生産年齢人口は、1980 年代後半から 1990 年代前半の、いわゆるバブル経済期までは増加して推移していたものの、平成 7 (1995) 年以降は減少に転じています。

一方、老年人口は増加を続けており、平成 27 (2015) 年には、234,544 人となっています。また、平成 7 (1995) 年には老年人口が年少人口を上回って推移するようになり、県全体で少子高齢化が進行しています。

山梨県では、老年人口の増加とともに総人口が減少して人口が推移する、「第一段階」の人口減少段階に入っていると考えられます。

(単位：人)



資料：国勢調査

(2) 県内の他市町との人口構造の比較

富士河口湖町の人口構造を県内の他市町と比較してみました。本町では、年少人口比率、生産年齢人口比率、老年人口比率とも、これら他市町と比べて平均的な値となっています。

県平均値と比べてみると、年少人口比率、生産年齢人口比率は相対的に高く、老年人口比率は低くなっており、山梨県内では比較的、若いまちであるといえます。

【県内他市町との人口基礎データの比較】

自治体名	総人口(人)	割合(%)		
		年少人口比率	生産年齢人口比率	老年人口比率
山梨県	834,930	12.4	59.2	28.4
甲斐市	74,386	14.3	62.1	23.6
南アルプス市	70,828	14.4	60.5	25.1
富士河口湖町	25,329	13.9	61.9	24.1
昭和町	19,505	16.0	63.9	20.1
西桂町	4,342	12.7	61.3	26.0
早川町	1,068	6.9	45.3	47.8

資料：平成 27 年 国勢調査

近年の人口動態から人口増減率等を比較してみると、県内他市町と比べ、人口増減率は高くなっています。自然増減率、社会増減率ともに他市町と比べ高くなっており、特に社会増減率は、増加率で昭和町、甲斐市に次いで県内第 3 位となっています。

【県内他市町との人口動態基礎データの比較】

自治体名	平成 30 年～31 年の 人口増減率	平成 30 年～31 年の 自然増減率	平成 30 年～31 年の 社会増減率
山梨県	▲ 0.72	▲ 0.51	▲ 0.21
甲斐市	0.30	0.08	0.22
南アルプス市	▲ 0.34	▲ 0.37	0.02
富士河口湖町	▲ 0.17	▲ 0.05	▲ 0.12
昭和町	1.10	0.49	0.60
西桂町	▲ 0.80	▲ 0.16	▲ 0.64
早川町	▲ 2.47	▲ 2.75	0.27

※率の数字は四捨五入しています。

資料：総務省 住民平成 31 年 1 月 1 日住民基本台帳に基づく人口動態

第2 人口ビジョン

1 人口ビジョンの位置づけ

本町の人口減少の克服と将来の持続的発展のため、国の長期ビジョンの趣旨を踏まえて人口の現状分析を行い、人口問題に関する町民の認識を共有し、目指すべき将来の方向と人口の展望を示すことを目的として、人口ビジョンを改訂します。

また、人口ビジョンは、「第2期富士河口湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）において、本町における、まち・ひと・しごと創生の実現に向けての施策を企画・立案する上で重要な基礎となります。

2 対象期間

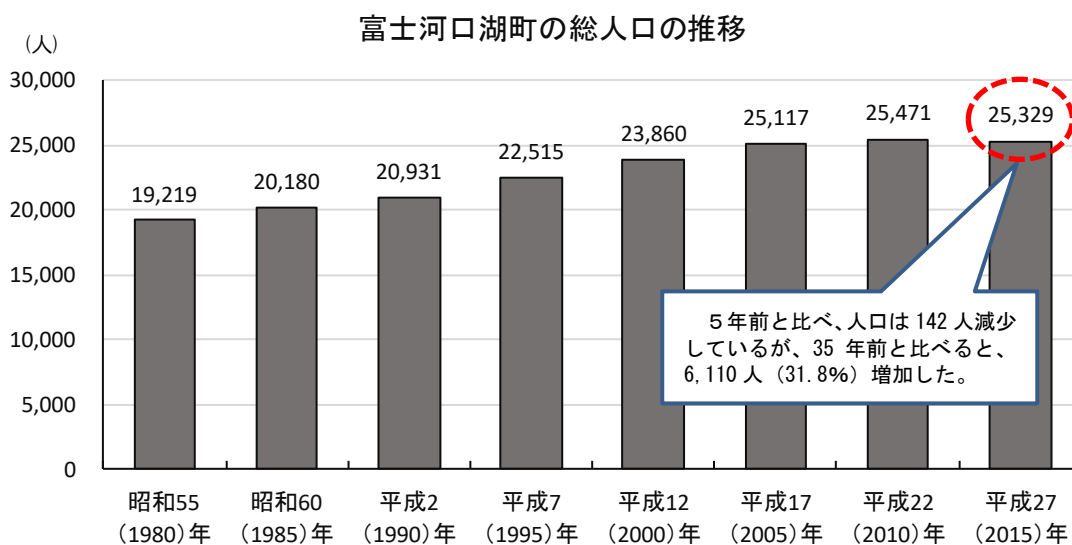
国の長期ビジョンの期間を踏まえ、2060年とします。

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	
国の 長期ビジョン	→					中間目標	→				最終目標
人口ビジョン	→					中間目標	→				最終目標

3 富士河口湖町の人口構造

(1) 本町の総人口の推移

本町の総人口は増加傾向で推移してきており、平成 15 (2003) 年の富士河口湖町発足以降も人口は増加を続けていましたが、平成 27 (2015) 年は平成 22 (2010) 年に比べ 142 人減少し 25,329 人となりました。しかし、昭和 55 (1980) 年と比較すると、6,110 人 (31.8%) 増加しています。



※旧河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村一部編入分の合算値。

資料：国勢調査

昭和 55 (1980) 年から、平成 27 (2015) 年までの各期間の人口増減率と、昭和 55 (1980) 年を 100 とした場合の各年の指数は下表のとおりとなっています。

	1980 ~1985 年	1985 ~1990 年	1990 ~1995 年	1995 ~2000 年	2000 ~2005 年	2005 ~2010 年	2010 ~2015 年
各期間の人口増減率	5.0%	3.7%	7.6%	6.0%	5.3%	1.4%	▲0.6%
	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
1980 年を 100 とした場合の各年の指数	105	109	117	124	131	133	132

(2) 本町の人口構造

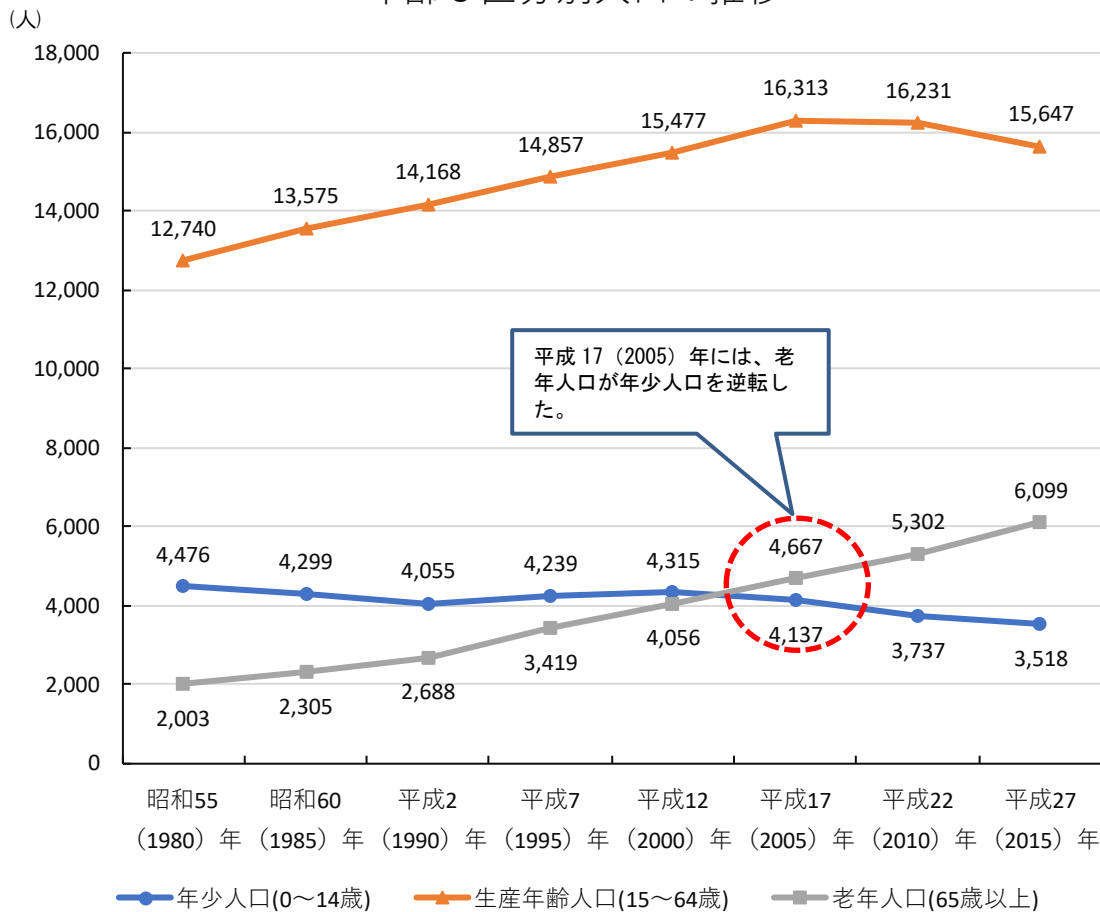
①年齢3区分別人口の推移

本町の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は緩やかな減少傾向となっており、平成27(2015)年には3,518人と、昭和55(1980)年と比べ、958人(21.4%)減少しています。

生産年齢人口は増加傾向で推移していましたが、平成27(2015)年には15,647人、平成17年以降減少しています。

老年人口は、増加し続けており、平成27(2015)年には6,099人と、昭和55(1980)年と比べ、4,096人増加し約3倍となっています。

年齢3区分別人口の推移



※旧河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村一部編入分の合算値。

資料：国勢調査

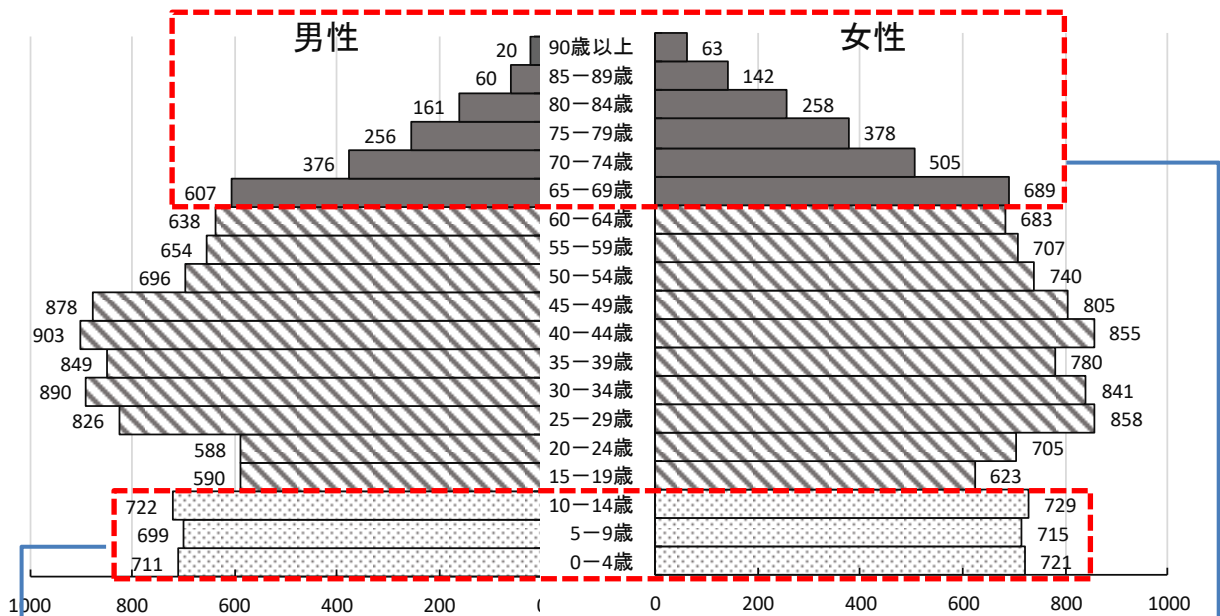
年齢3区分別人口	昭和55 (1980)年	昭和60 (1985)年	平成2 (1990)年	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年
年少人口(0~14歳)	4,476	4,299	4,055	4,239	4,315	4,137	3,737	3,518
生産年齢人口(15~64歳)	12,740	13,575	14,168	14,857	15,477	16,313	16,231	15,647
老年人口(65歳以上)	2,003	2,305	2,688	3,419	4,056	4,667	5,302	6,099

②男女別、年齢別人口の推移

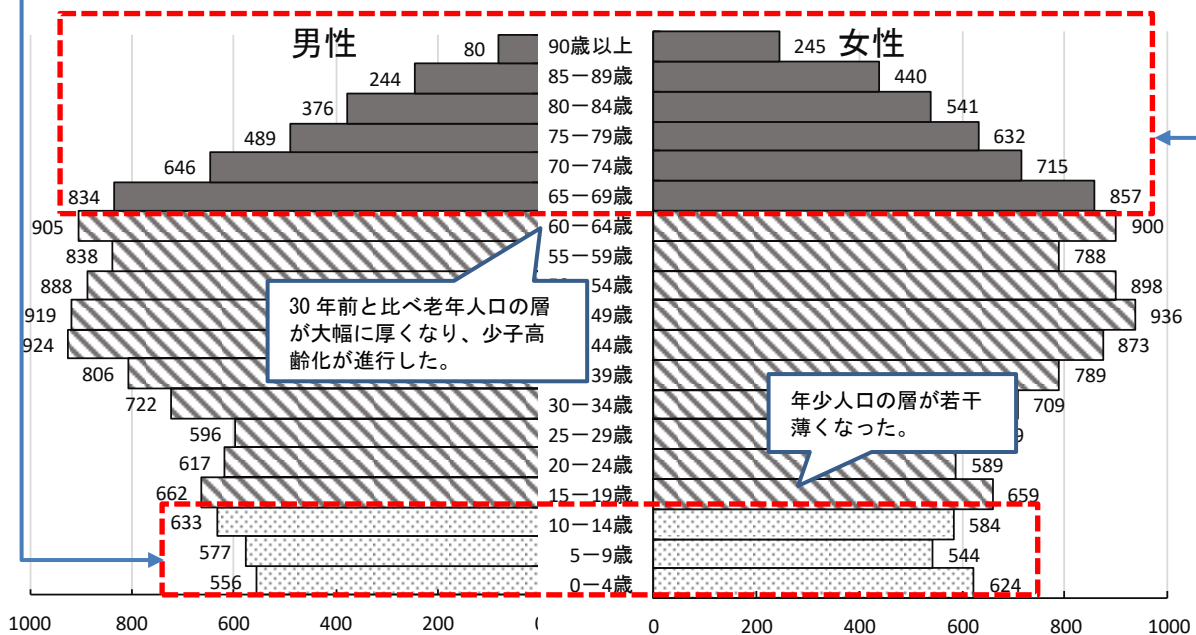
本町の平成 27 (2015) 年現在の人口ピラミッドをみると、平成 7 (1995) 年と比べ、年少人口 (0～14 歳) の層が若干小さくなっており、これらの層の人口が減少したことがわかります。また、生産年齢人口 (15～64 歳) の層は、全体的に厚みが増しており、これらの層の人口が大幅に増加したことがみてとれます。

老年人口 (65 歳以上) の層の厚みも大幅に増しており、平成 7 年 (1995) 年当時と比べ、本町では人口構造の少子高齢化が進行しました。

【人口ピラミッド 平成 7 (1995) 年】



【人口ピラミッド 平成 27 (2015) 年】



資料：まち・ひと・しごと創生本部 地域経済分析システム (RESAS)

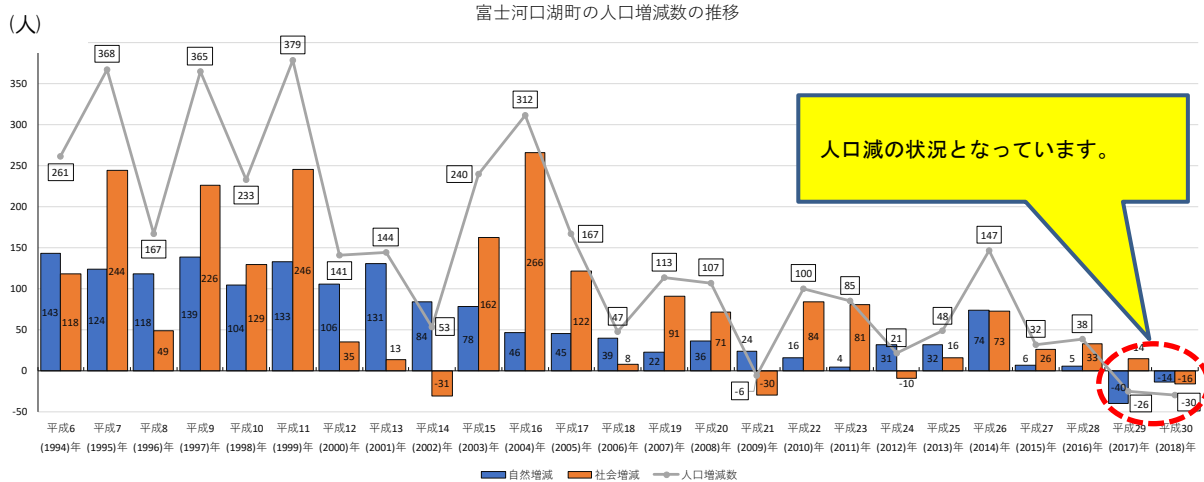
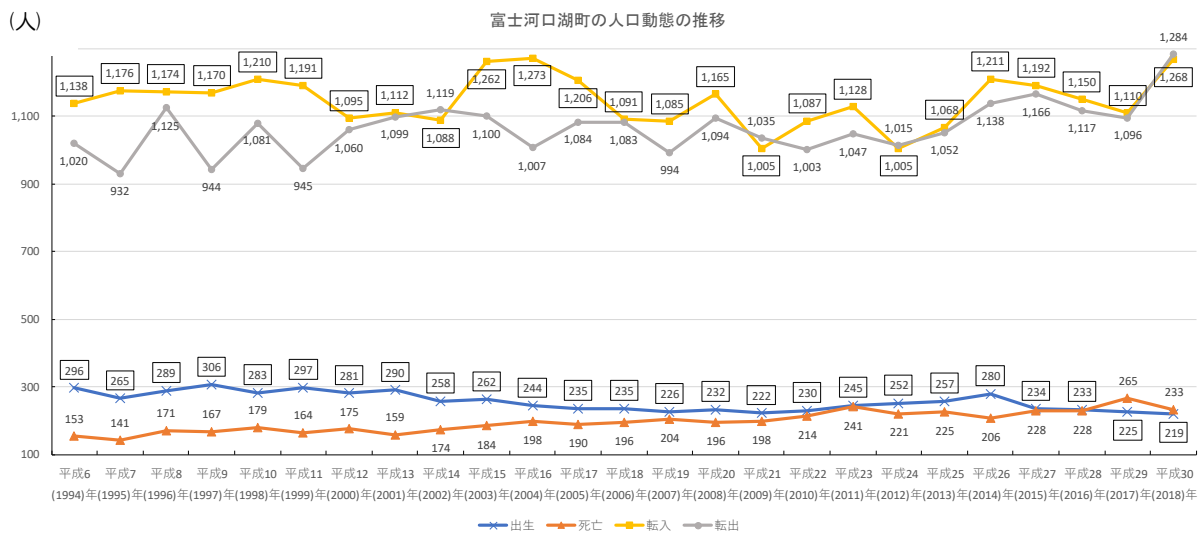
4 富士河口湖町の人口動態

(1) 本町の人口動態

本町の人口動態の推移をみると、社会増減については、「社会増」の傾向で推移していますが、増加幅は縮小傾向となっており、平成 30（2018）年には僅かながら「社会減」となっています。

自然増減については、「自然増」の傾向で推移していますが、社会増減と同様に増加幅は縮小傾向となっており、平成 29（2017）年には僅かながら「自然減」となっています。

人口が増加傾向で推移し続けてきた本町ではありますが、「人口減」へと転じています。

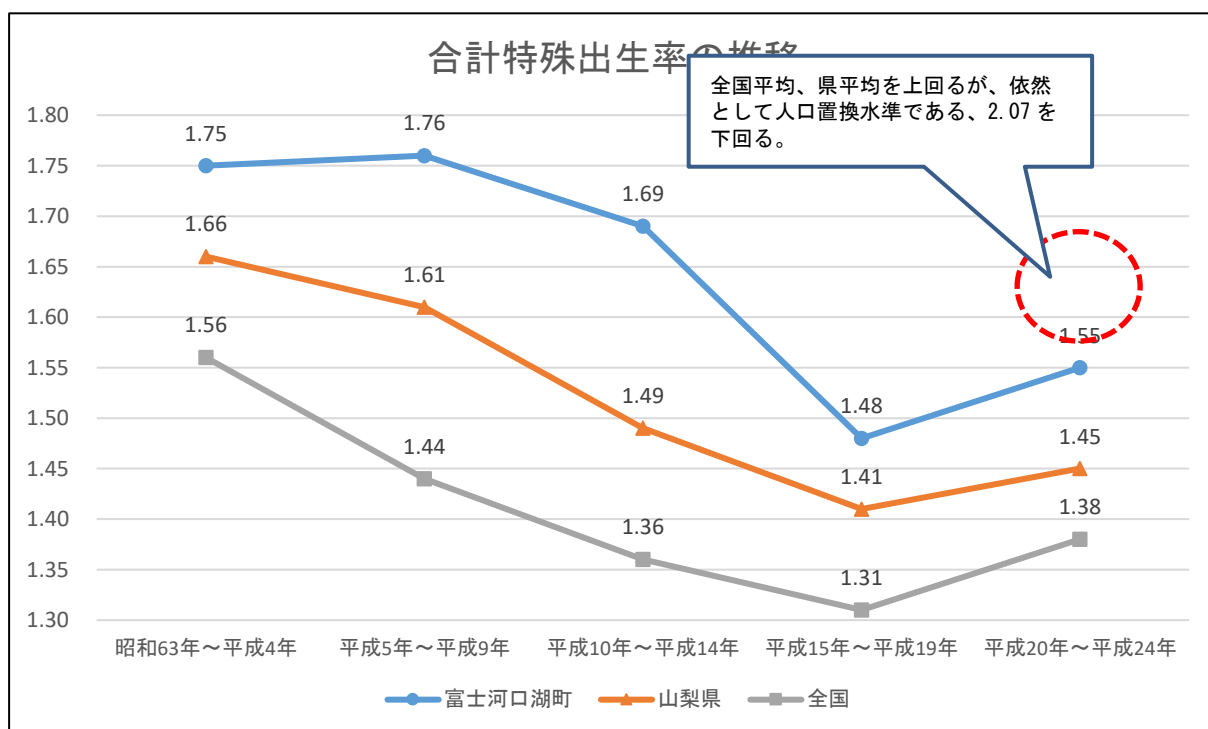


資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、ひとりの女性が一生に産む子どもの人数とされており、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

本町の合計特殊出生率をみると、全国平均や県平均を上回って推移しています。しかし、人口を維持するための合計特殊出生率の目安（人口置換水準）である2.07を下回っており、本町の自然増減は増加で推移していますが、その増加幅は縮小傾向にあります。



		昭和 63～ 平成 4 年	平成 5～ 9 年	平成 10～ 14 年	平成 15～ 19 年	平成 20～ 24 年
旧 町 村	河口湖町	1.79	1.83	1.72	1.48	1.55
	勝山村	1.70	1.76	1.71		
	足和田村	1.76	1.70	1.64		
	全地域平均	1.75	1.76	1.69		
山梨県		1.66	1.61	1.49	1.41	1.45
全国		1.56	1.44	1.36	1.31	1.38

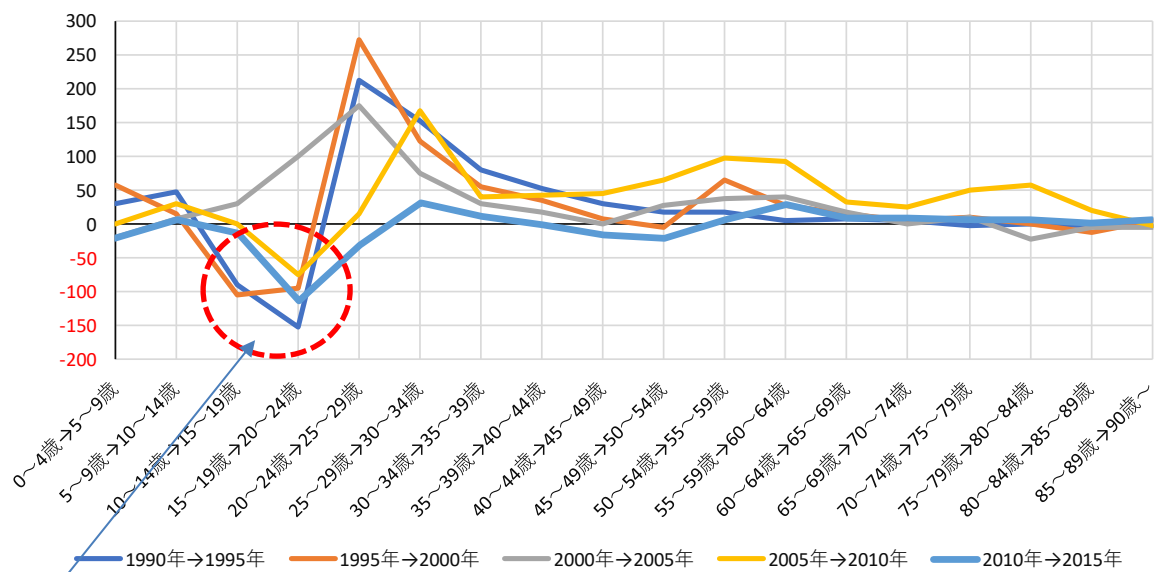
(3) 性別・年齢階級別の人口移動分析

①性別・年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向

平成2（1990）年から平成27（2015）年までの各期間の人口移動の推移をグラフに示しました。

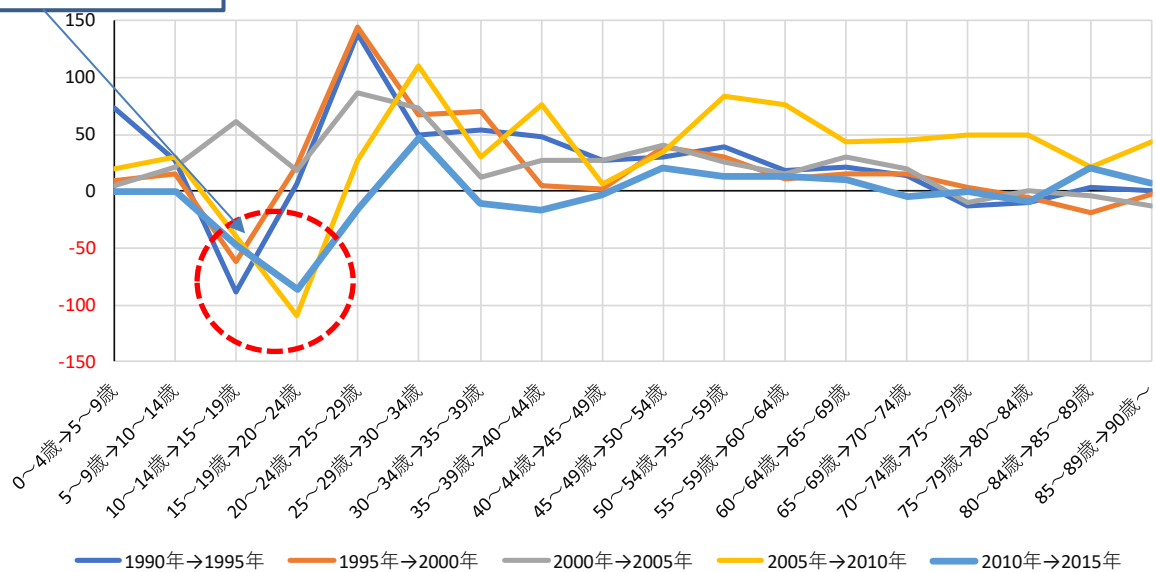
本町では、男女ともに特に10代前半から20代前半の年齢層で転出超過が多くなっています。これは、この年代の層が就学や就職等の理由で町外への転出が多くなるのが要因であると考えられます。

年齢階級別の人口移動【男性】



男女ともに10代前半～20代前半の年齢層で大幅な転出超過となっている。

年齢階級別の人口移動【女性】



資料：まち・ひと・しごと創生本部 地域経済分析システム（RESAS）

②転入元の詳細

平成 29 (2017) 年の人口移動について転入元の都道府県別の詳細をみると、山梨県内からの転入が 476 人と最も多くなっており、転入者全体の 50.3%を占めています。次いで、東京都が 133 人となっており、転入者全体の 14.1%を占めています。転入者数全体を男女別でみると、男性 486 人、女性 460 人と、やや男性が多くなっています。

転入元の県内の詳細をみると、富士吉田市からの転入が 218 人と最も多くなっており、県内からの転入者の 45.8%を占めています。次いで、甲府市が 50 人となっており、転入者全体の 10.5%を占めています。県内からの転入者数全体を男女別にみると、男性 249 人、女性 227 人と、ほぼ同数となっています。

単位：(人)

転入元(都道府県別)			性別			
都道府県名	総数		男性		女性	
	946	割合	486	割合	460	割合
山梨県	476	50.3%	249	51.2%	227	49.3%
東京都	133	14.1%	60	12.3%	73	15.9%
神奈川県	67	7.1%	38	7.8%	29	6.3%
静岡県	44	4.7%	29	6.0%	15	3.3%
埼玉県	32	3.4%	17	3.5%	15	3.3%
千葉県	23	2.4%	10	2.1%	13	2.8%
長野県	20	2.1%	8	1.6%	12	2.6%
愛知県	19	2.0%	9	1.9%	10	2.2%
北海道	10	1.1%	5	1.0%	5	1.1%
青森県	10	1.1%	5	1.0%	5	1.1%
宮城県	10	1.1%	4	0.8%	6	1.3%
その他の県	102	10.8%	52	10.7%	50	10.9%

転入元(山梨県内)			性別			
自治体名	総数		男性		女性	
	476	割合	249	割合	227	割合
富士吉田市	218	45.8%	116	46.6%	102	44.9%
甲府市	50	10.5%	23	9.2%	27	11.9%
忍野村	36	7.6%	24	9.6%	12	5.3%
都留市	28	5.9%	15	6.0%	13	5.7%
笛吹市	22	4.6%	13	5.2%	9	4.0%
鳴沢村	16	3.4%	3	1.2%	13	5.7%
南アルプス市	15	3.2%	9	3.6%	6	2.6%
甲斐市	14	2.9%	5	2.0%	9	4.0%
大月市	11	2.3%	4	1.6%	7	3.1%
西桂町	11	2.3%	5	2.0%	6	2.6%
山中湖村	11	2.3%	6	2.4%	5	2.2%
その他の市町村	44	9.2%	26	10.4%	18	7.9%

資料：平成 29 年住民基本台帳人口移動報告

③転出先の詳細

平成 29 (2017) 年の人口移動について転出先の都道府県別の詳細をみると、山梨県内への転出が 484 人と最も多くなっており、転出者全体の 49.1%を占めています。次いで、東京都が 160 人となっており、転出者全体の 16.2%を占めています。転出者全体を男女別にみると、男性 507 人、女性 479 人と、やや男性のほうが多くなっています。

転出先の県内の詳細をみると、富士吉田市への転出が 198 人と最も多くなっており、県内への転出者の 40.9%を占めています。次いで、鳴沢村 36 人となっており、転出者全体の 7.4%を占めています。県内への転出者数全体を男女別にみると、男性 227 人、女性 257 人と、女性のほうが多くなっています。

単位：(人)

転出先(都道府県別)			性別			
都道府県名	総数		男性		女性	
	986	割合	507	割合	479	割合
山梨県	484	49.1%	227	44.8%	257	53.7%
東京都	160	16.2%	85	16.8%	75	15.7%
神奈川県	82	8.3%	49	9.7%	33	6.9%
静岡県	40	4.1%	24	4.7%	16	3.3%
長野県	34	3.4%	14	2.8%	20	4.2%
千葉県	33	3.3%	21	4.1%	12	2.5%
埼玉県	31	3.1%	20	3.9%	11	2.3%
愛知県	15	1.5%	8	1.6%	7	1.5%
北海道	10	1.0%	6	1.2%	4	0.8%
沖縄県	10	1.0%	5	1.0%	5	1.0%
その他の県	87	8.8%	48	9.5%	39	8.1%

転出先(山梨県内)			性別			
自治体名	総数		男性		女性	
	484	割合	227	割合	257	割合
富士吉田市	198	40.9%	92	40.5%	106	41.2%
鳴沢村	36	7.4%	13	5.7%	23	8.9%
甲府市	35	7.2%	16	7.0%	19	7.4%
都留市	27	5.6%	14	6.2%	13	5.1%
笛吹市	25	5.2%	12	5.3%	13	5.1%
忍野村	19	3.9%	7	3.1%	12	4.7%
甲斐市	18	3.7%	12	5.3%	6	2.3%
甲州市	16	3.3%	6	2.6%	10	3.9%
市川三郷町	15	3.1%	7	3.1%	8	3.1%
山中湖村	14	2.9%	6	2.6%	8	3.1%
南アルプス市	13	2.7%	7	3.1%	6	2.3%
昭和町	13	2.7%	7	3.1%	6	2.3%
その他の市町村	55	11.4%	28	12.3%	27	10.5%

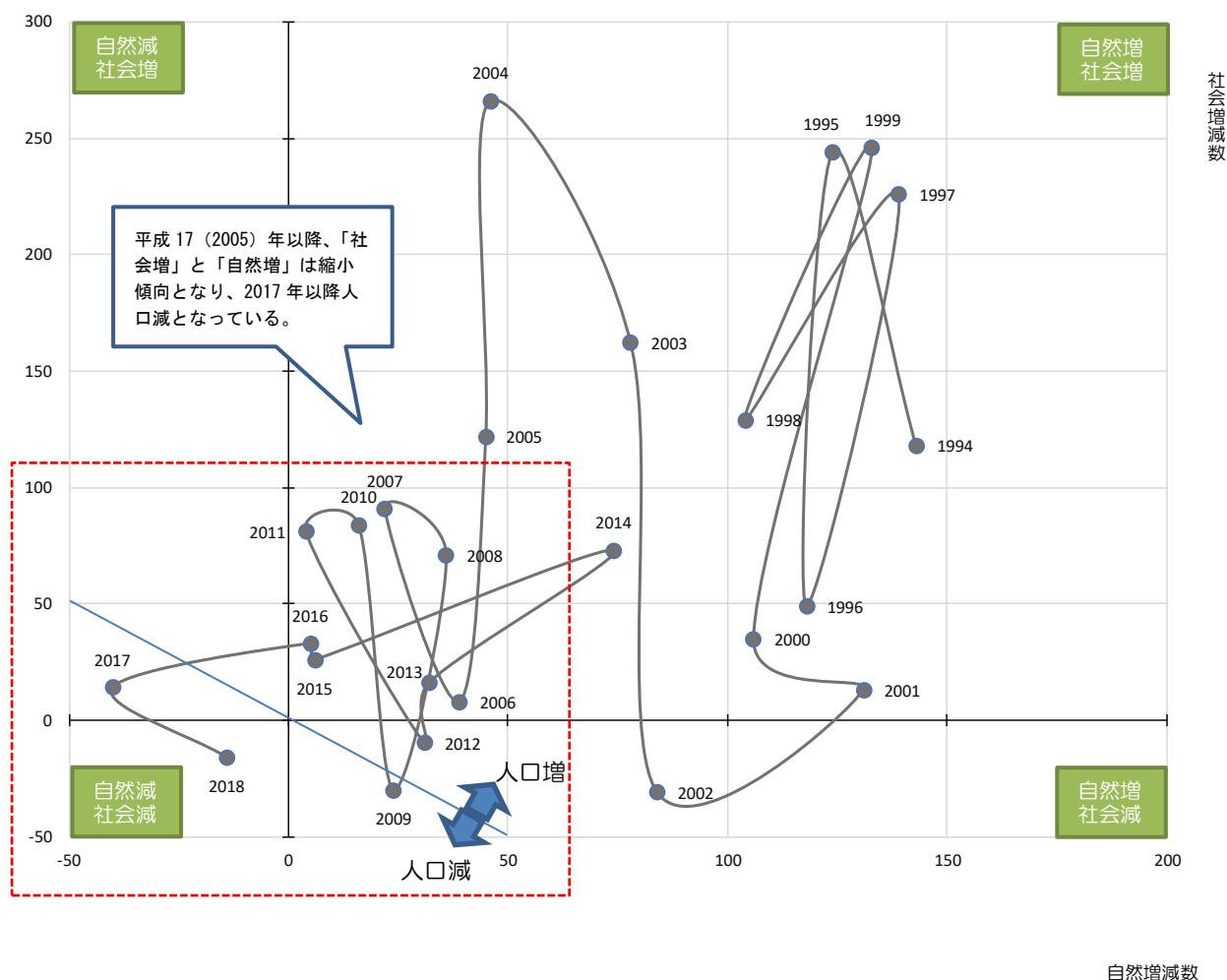
資料：平成 29 年住民基本台帳人口移動報告

(4) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

グラフの縦軸に社会増減、横軸に自然増減をとり、平成 6(1994)年から平成 30(2018)年までの値をプロットしてグラフを作成し、時間の経過を追いながら本町の総人口に与えてきた自然増減(出生数-死亡数)と社会増減(転入数-転出数)の影響を分析しました。

線の右上が人口の増加、左下が人口の減少を表しており、線からの距離が人口の増減の大小を示しています。

グラフをみると、本町では平成 21(2009)年に「人口減」となり、その後は、人口増減数±0ラインの線よりも右側で推移をしてきていましたが、平成 29(2017)年以降減少に転じています。

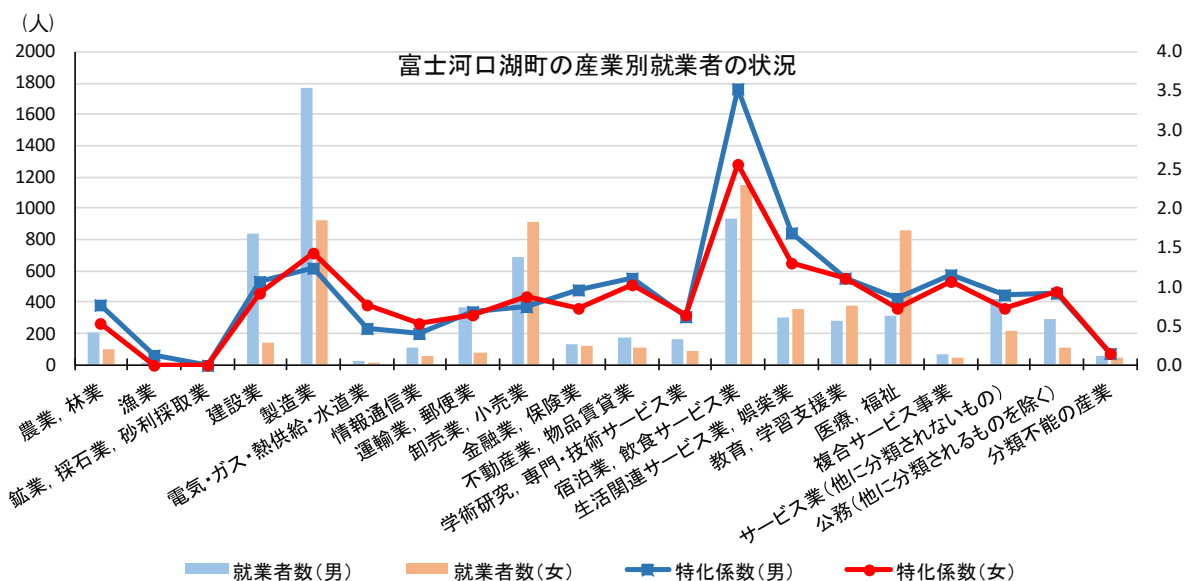


(5) 産業別就業者の状況

男女別産業大分類別就業者数と産業別特化係数

産業大分類別就業者数を男女別にみると、男性は「製造業」、女性は「宿泊業、飲食サービス業」が最も多くなっています。

一方、産業別特化係数（全国平均と比べその産業に従事する就業者の相対的な多さの指標）をみると、男女ともに「宿泊業、飲食サービス業」が最も高くなっています。



	就業者数(人)		特化係数	
	男	女	男	女
農業, 林業	206	98	0.8	0.5
漁業	3	-	0.1	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	0.0	0.0
建設業	840	141	1.1	0.9
製造業	1,773	925	1.2	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	25	7	0.5	0.8
情報通信業	109	52	0.4	0.5
運輸業, 郵便業	363	83	0.7	0.6
卸売業, 小売業	686	916	0.7	0.9
金融業, 保険業	132	126	1.0	0.7
不動産業, 物品賃貸業	172	107	1.1	1.0
学術研究, 専門・技術サービス業	169	93	0.6	0.6
宿泊業, 飲食サービス業	932	1,145	3.5	2.6
生活関連サービス業, 娯楽業	301	358	1.7	1.3
教育, 学習支援業	277	374	1.1	1.1
医療, 福祉	311	856	0.9	0.7
複合サービス事業	72	45	1.1	1.1
サービス業(他に分類されないもの)	418	222	0.9	0.7
公務(他に分類されるものを除く)	291	116	0.9	0.9
分類不能の産業	58	43	0.2	0.1

※産業別特化係数=本町のα産業の就業者比率/全国のα産業の就業者比率

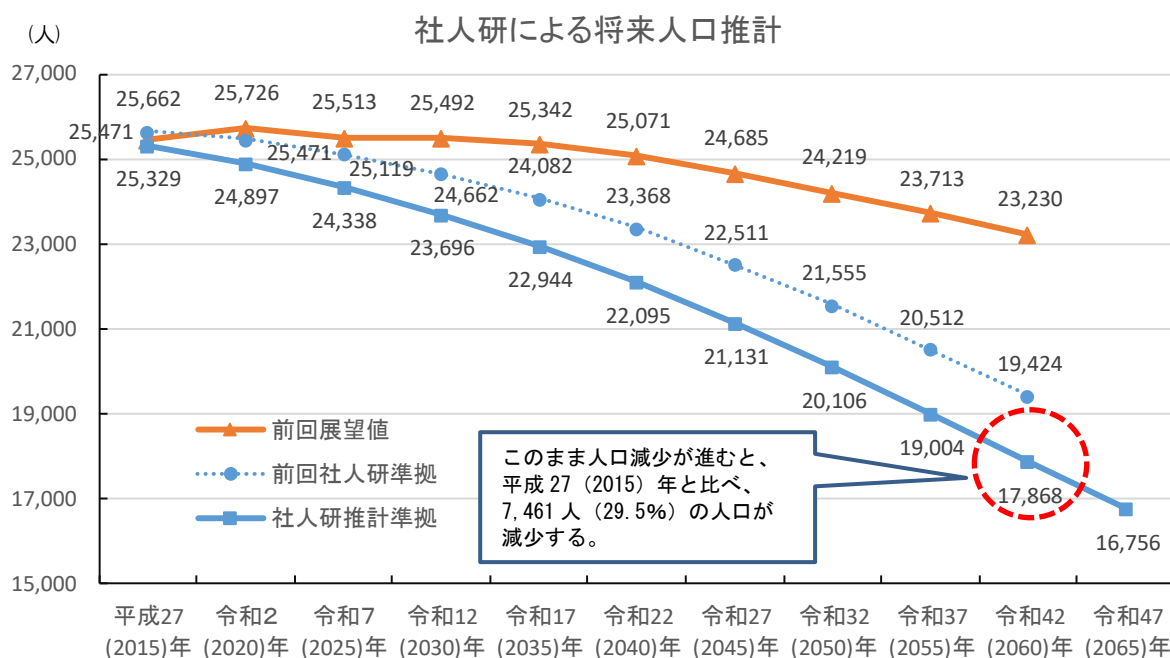
資料：平成27年国勢調査

第3 富士河口湖町の将来人口推計と分析

1 富士河口湖町の将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口推計では、令和22(2040)年の総人口は、社人研推計準拠が22,095人(前回より1,273人減)、いずれの推計でも将来の本町の人口が減少する、という結果が出ています。

また、このまま人口が減少していくと、令和42(2060)年には平成27(2015)年対比7,461人(29.5%)の人口が減少することが予測されています。



総人口見通し	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年	令和47 (2065)年
社人研推計準拠	25,329	24,897	24,338	23,696	22,944	22,095	21,131	20,106	19,004	17,868	16,756
前回社人研準拠	25,662	25,471	25,119	24,662	24,082	23,368	22,511	21,555	20,512	19,424	
前回展望値	25,471	25,726	25,513	25,492	25,342	25,071	24,685	24,219	23,713	23,230	

各推計の概要

■社人研推計準拠（パターン1）

- ・主に平成22（2010）年から平成27（2015）年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。
- ・移動率は、最近の傾向が今後も続くと仮定

【出生に関する仮定】

- ・原則として、平成27（2015）年の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が令和2（2020）年以降令和22（2040）年まで一定として市町村ごとに仮定。

【死亡に関する仮定】

- ・原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の平成22（2010）年→平成27（2015）年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成17（2005）年→平成22（2010）年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。
- ・なお、東日本大震災の影響が大きかった地方公共団体については、その影響を加味した率を設定。

【移動に関する仮定】

- ・原則として、平成22（2010）～平成27（2015）年の国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、今後も続くものと仮定。

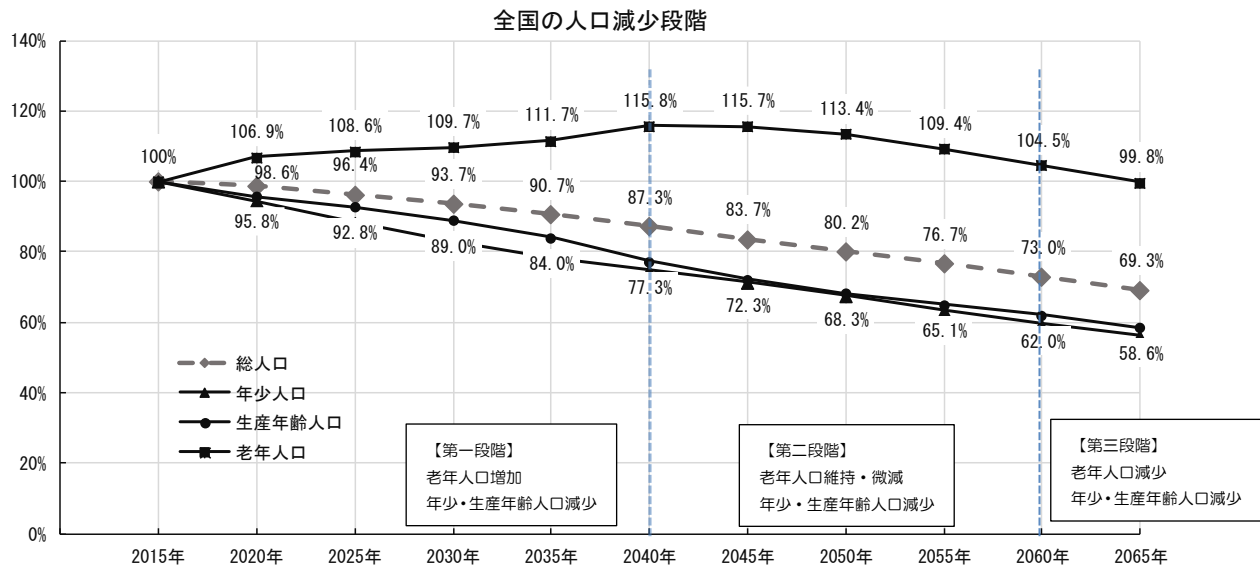
4. 提供するワークシート

推計パターン/シミュレーション	備考（前回提供ワークシート等）
パターン1（社人研推計準拠）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」に準拠。 ・ 同推計では、出生や死亡に関する仮定は、平成25年に行われた前回推計と同様、最近の傾向を踏まえて設定。 ・ 他方、移動の仮定については、前回推計が一定程度の移動の縮小を仮定していたのに対し、今回推計では最近の傾向が今後も続く仮定となっていることに留意が必要。
パターン2（独自推計）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生、死亡、移動の仮定を各地公法公共団体で独自に設定する推計。 ・ 移動に関しては、性・年齢階級ごとに、純移動率で設定する方法と移動数で設定する方法が（いずれも）可能。
シミュレーション1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、パターン1（社人研推計準拠）において、合計特殊出生率が平成42（2030）年までに人口置換水準程度（2.1程度）まで上昇すると仮定した場合のシミュレーション。
シミュレーション2	<ul style="list-style-type: none"> ・ シミュレーション1に加え、（直ちに）移動（純移動率）がゼロ（均衡）になることを仮定した場合のシミュレーション。

2 人口減少段階の分析

(1) 人口の減少段階とは

「人口減少段階」は一般的には、「第一段階：老年人口の増加（若年人口は減少）」「第二段階：老年人口の維持・微減（若年人口は減少）」「第三段階：老年人口の減少（総人口の減少）」の3つの段階を経て進行するとされています。現在、全国的には「第一段階」で人口減少が続いており、令和22（2040）年には「第二段階」に入り、令和42（2060）年からは「第三段階」に入っていくと予測されています。



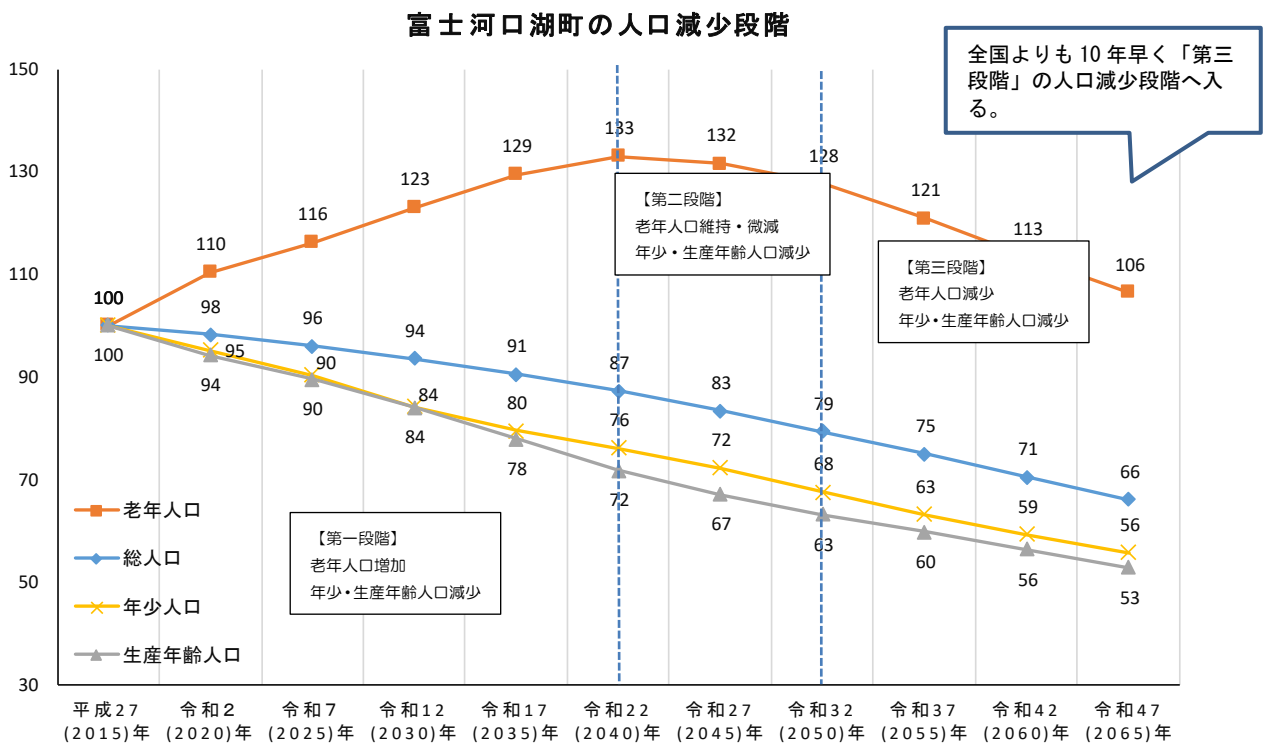
資料：社人研「日本の将来推計人口」

全国	平成 27 (2015)年	令和 22 (2040)年		令和 42 (2060)年			
	人口 (千人)	人口 (千人)	平成 27 年を 100 とした 場合の令和 22 年 の指数	人口減少段階	人口 (千人)	平成 27 年を 100 と した場合の令和 42 年の指数	人口減少段階
総数	127,095	106,421	87.3%	1	88,077	69.3%	3
老年人口(65歳以上)	33,868	39,192	115.8%		33,810	99.8%	
生産年齢人口(15~64歳)	77,282	55,845	77.3%		45,291	58.6%	
年少人口(0~14歳)	15,945	11,384	74.9%		8,975	56.3%	

(2) 富士河口湖町の人口減少段階

本町では、年少人口、生産年齢人口が減少、老年人口が増加しながら人口が減少するという社人研の推計により、平成 27 (2015) 年から「第一段階」の人口減少段階に入っています。

令和 22 (2040) 年以降は、増加して推移していた老年人口が横ばい・微減で推移するようになり、「第二段階」の減少段階に入ります。令和 32 (2050) 年以降は、本格的に老年人口が減少を始め、本町では全国より 10 年早く「第三段階：老年人口の減少 (総人口の減少)」へと入っていくと推測されており、今後の人口減少の進行が懸念されます。



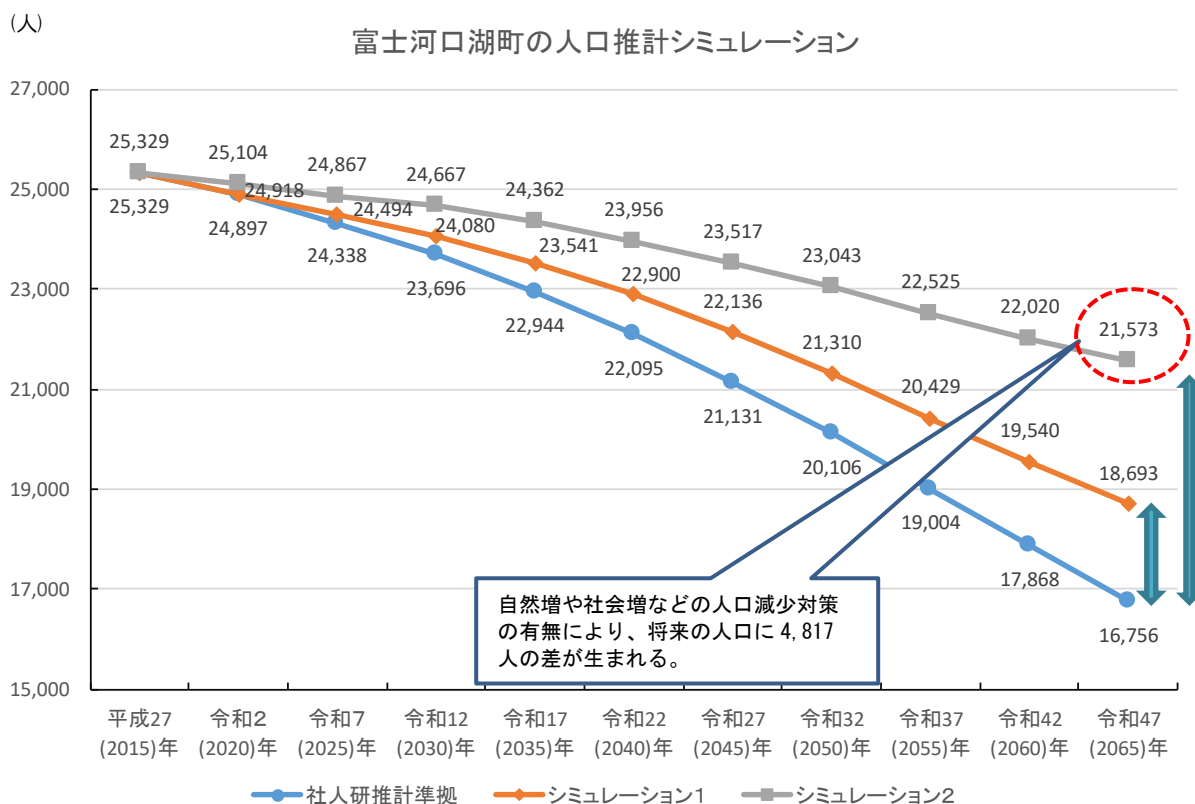
富士河口湖町	平成 27 (2015) 年	令和 22 (2040) 年		令和 42 (2060) 年		
	人口 (人)	人口 (人)	平成 22 年を 100 とした 場合の令和 22 年の 指数	人口 (人)	平成 22 年を 100 とした 場合の令和 42 年の 指数	人口減少段階
総数	25,471	23,368	92	19,424	76	3
老年人口(65 歳以上)	5,354	8,243	154	7,453	139	
生産年齢人口(15~64 歳)	16,380	12,600	77	10,090	62	
年少人口(0~14 歳)	3,737	2,526	68	1,881	50	

3 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

(1) 総人口の推計とシミュレーション分析

社人研推計準拠（パターン1）をベースとしたシミュレーション1（合計特殊出生率が人口置換水準の2.1まで上昇した場合）とシミュレーション2（合計特殊出生率が人口置換水準の2.1まで上昇し、かつ人口移動がゼロで維持推移した場合）の人口推計を行いました。

このまま人口減少対策をせずにいると、令和47（2065）年には、シミュレーション2の場合と比べ4,817人（22.3%減）、シミュレーション1の場合と比べ1,937人（10.4%減）も多く人口減少が進むと推計されています。



シミュレーション1

パターン1において、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）である2.1まで上昇したと仮定した場合

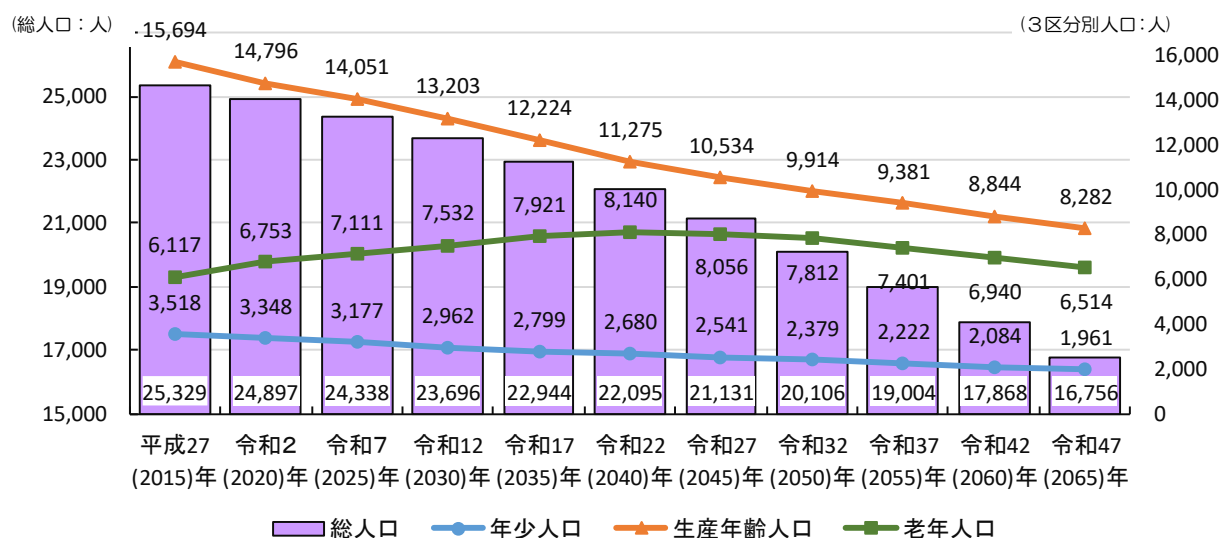
シミュレーション2

パターン1において、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）である2.1まで上昇し、かつ人口移動が均衡した（転入・転出数が同数となり、移動がゼロ）と仮定した場合

(2) 年齢3区分別人口推計

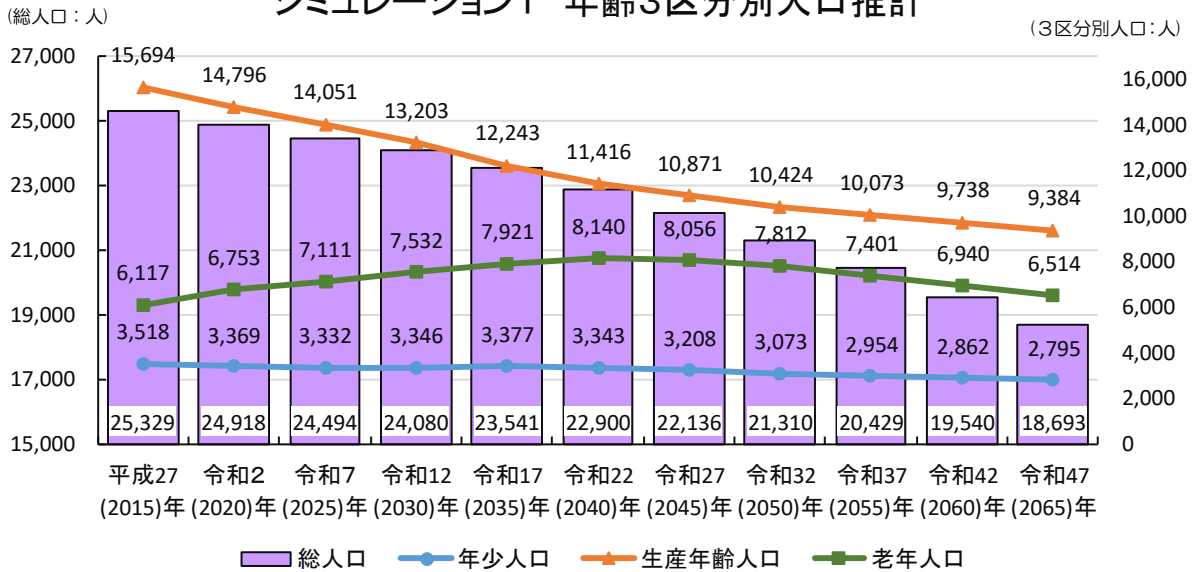
「(1) 総人口の推計とシミュレーション分析」のパターン1、シミュレーション1、シミュレーション2の各推計についての年齢3区分別人口推計は以下の通りとなっています。

社人研推計準拠 年齢3区分別人口推計



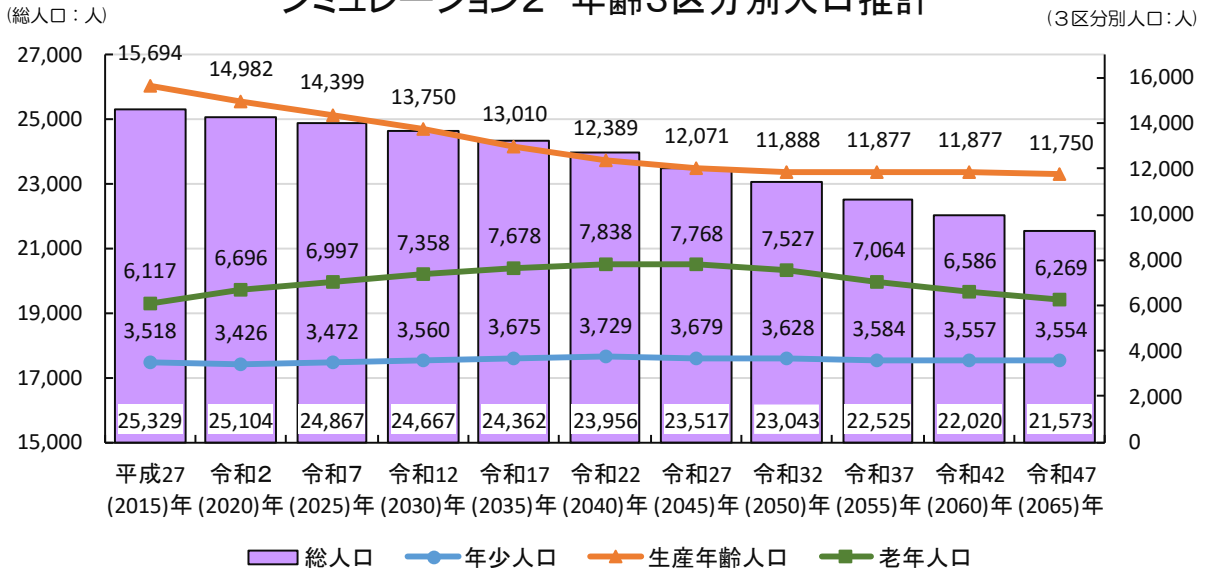
総人口見通し	平成 27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和 12 (2030)年	令和 17 (2035)年	令和 22 (2040)年	令和 27 (2045)年	令和 32 (2050)年	令和 37 (2055)年	令和 42 (2060)年	令和 47 (2065)年
総数	25,329	24,897	24,338	23,696	22,944	22,095	21,131	20,106	19,004	17,868	16,756
年少人口	3,518	3,348	3,177	2,962	2,799	2,680	2,541	2,379	2,222	2,084	1,961
生産年齢人口	15,694	14,796	14,051	13,203	12,224	11,275	10,534	9,914	9,381	8,844	8,282
老年人口	6,117	6,753	7,111	7,532	7,921	8,140	8,056	7,812	7,401	6,940	6,514

シミュレーション1 年齢3区分別人口推計



総人口見通し	平成 27 (2015年)	令和2 (2020年)	令和7 (2025年)	令和 12 (2030年)	令和 17 (2035年)	令和 22 (2040年)	令和 27 (2045年)	令和 32 (2050年)	令和 37 (2055年)	令和 42 (2060年)	令和 47 (2065年)
総数	25,329	24,918	24,494	24,080	23,541	22,900	22,136	21,310	20,429	19,540	18,693
年少人口	3,518	3,369	3,332	3,346	3,377	3,343	3,208	3,073	2,954	2,862	2,795
生産年齢人口	15,694	14,796	14,051	13,203	12,243	11,416	10,871	10,424	10,073	9,738	9,384
老年人口	6,117	6,753	7,111	7,532	7,921	8,140	8,056	7,812	7,401	6,940	6,514

シミュレーション2 年齢3区分別人口推計



総人口見通し	平成 27 (2015年)	令和2 (2020年)	令和7 (2025年)	令和 12 (2030年)	令和 17 (2035年)	令和 22 (2040年)	令和 27 (2045年)	令和 32 (2050年)	令和 37 (2055年)	令和 42 (2060年)	令和 47 (2065年)
総数	25,329	25,104	24,867	24,667	24,362	23,956	23,517	23,043	22,525	22,020	21,573
年少人口	3,518	3,426	3,472	3,560	3,675	3,729	3,679	3,628	3,584	3,557	3,554
生産年齢人口	15,694	14,982	14,399	13,750	13,010	12,389	12,071	11,888	11,877	11,877	11,750
老年人口	6,117	6,696	6,997	7,358	7,678	7,838	7,768	7,527	7,064	6,586	6,269

(3) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

死亡を別にすると、人口の変動は出生と移動によって規定されます。人口シミュレーション推計を行った各パターン同士を比較することで、将来人口に及ぼす出生（自然増減）と移動（社会増減）の影響度を分析します。

将来人口に及ぼす人口動態の影響度について、本町では、自然増減の影響度が「2（影響度 100 以上～110%未満）」、社会増減の影響度が「2（影響度 100 以上～110%未満）」となっています。

このことから、本町においては自然増・社会増につながる両施策への取組が、人口減少対策として効果的であると考えられます。

【自然増減・社会増減の影響度】

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション1の 2045 年推計人口=22,136 人 パターン1(社人研推計準拠)の 2040 年推計人口=21,131 人 影響度=22,136/21,131=104.75%	2
社会増減の影響度	シミュレーション2の 2040 年推計人口=23,517 人 シミュレーション1の 2040 年推計人口=22,136 人 影響度=23,517/22,136=106.24%	2

自然増減の影響度

シミュレーション1の2045年の総人口÷パターン1の2045年の総人口の数値に応じて、以下の5段階に整理。

社会増減の影響度

シミュレーション2の2045年の総人口÷シミュレーション1の2045年の総人口の数値に応じて、以下の5段階に整理。

<影響度の段階>

- 1：100%未満
- 2：100 以上～110%未満
- 3：110 以上～120%未満
- 4：120 以上～130%未満
- 5：130%以上

(4) 推計人口・シミュレーション人口における人口増減率

年齢3区分別人口ごとに、各人口推計シミュレーションにおける人口増減率を比較しました。

パターン1（社人研推計準拠）と比較して、シミュレーション1、2の0～14歳（年少）人口の人口増減率が大幅に改善されています。

また、シミュレーション2の0～4歳人口では、人口増減率は増加へと転じています。

【各人口推計シミュレーションにおける人口増減率】

実数(人)		総人口	0～14歳人口		15～64歳人口	65歳以上人口	20～39歳女性人口
				うち0～4歳人口			
2015年	現状値	25,329	3,518	1,180	15,694	6,117	2,721
2045年	パターン1(社人研)	21,131	2,541	802	10,534	8,056	1,816
	シミュレーション1	22,136	3,208	1,036	10,871	8,056	1,877
	シミュレーション2	23,517	3,679	1,217	12,071	7,768	2,278

2015-2045人口増減率		総人口	0～14歳人口		15～64歳人口	65歳以上人口	20～39歳女性人口
				うち0～4歳人口			
2045年	パターン1(社人研)	-16.6%	-27.8%	-32.0%	-32.9%	31.7%	-33.3%
	シミュレーション1	-12.6%	-8.8%	-12.2%	-30.7%	31.7%	-31.0%
	シミュレーション2	-7.2%	4.6%	3.1%	-23.1%	27.0%	-16.3%

(5) 長期人口推計から見る老年人口比率の変化

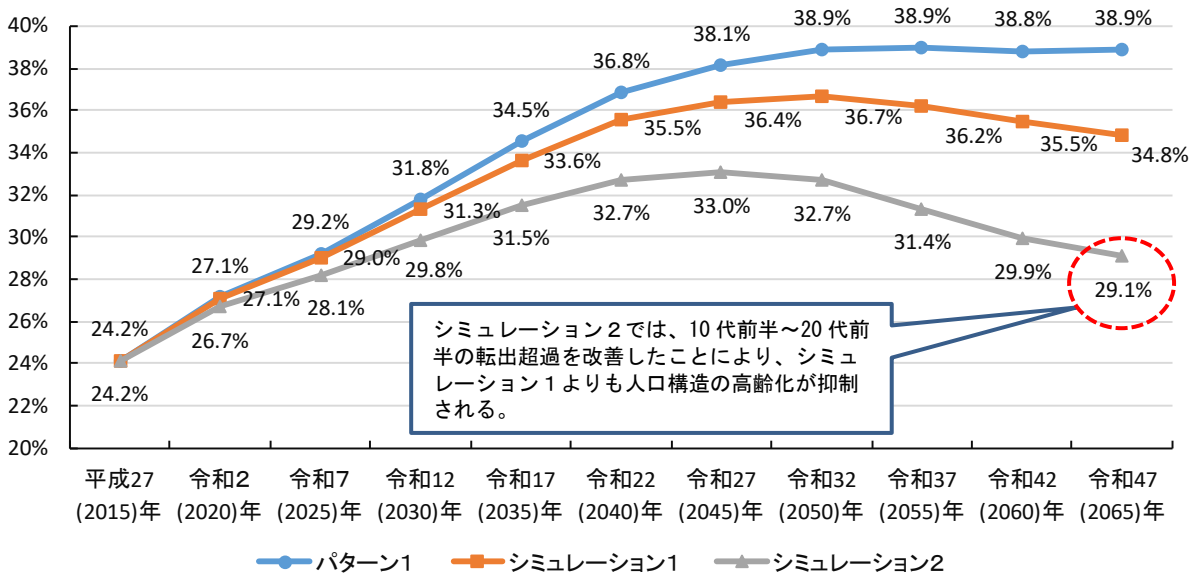
老年人口比率の変化を、パターン1（社人研推計準拠）とシミュレーション1（合計特殊出生率が人口置換水準の2.1まで上昇した場合）、シミュレーション2（合計特殊出生率が人口置換水準の2.1まで上昇し、かつ人口移動がゼロで維持推移した場合）の長期人口推計から比較しました。

パターン1では老年人口比率が一貫して上昇し続け、令和32(2050)年には38.9%と、4割近くに達します。

シミュレーション1では、令和12(2030)年までに合計特殊出生率が2.1まで上昇するとの仮定によって、年少人口比率の上昇とともに人口構造の高齢化が抑制され、令和47(2065)年にはパターン1と比較し、4.1ポイント減の34.8%となっています。

シミュレーション2では、令和12(2030)年までに合計特殊出生率が2.1まで上昇し、かつ人口移動が均衡するとの仮定によって（本町で比較的多い、10代前半～20代前半の若年層の転出が抑制され高齢化率が下がる）、人口構造の高齢化抑制の効果がシミュレーション1よりも高くなり、令和47(2065)年には29.1%となります。

老年人口比率の長期推計



	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年	令和47 (2065)年	
パターン1	総人口(人)	25,329	24,897	24,338	23,696	22,944	22,095	21,131	20,106	19,004	17,868	16,756
	年少人口比率	13.9%	13.4%	13.1%	12.5%	12.2%	12.1%	12.0%	11.8%	11.7%	11.7%	11.7%
	生産年齢人口比率	62.0%	59.4%	57.7%	55.7%	53.3%	51.0%	49.8%	49.3%	49.4%	49.5%	49.4%
	老年人口比率	24.2%	27.1%	29.2%	31.8%	34.5%	36.8%	38.1%	38.9%	38.9%	38.8%	38.9%
	75歳以上人口比率	12.1%	13.6%	16.0%	18.2%	19.5%	21.3%	23.2%	24.9%	25.7%	25.6%	25.2%
シミュレーション1	総人口(人)	25,329	24,918	24,494	24,080	23,541	22,900	22,136	21,310	20,429	19,540	18,693
	年少人口比率	13.9%	13.5%	13.6%	13.9%	14.3%	14.6%	14.5%	14.4%	14.5%	14.6%	15.0%
	生産年齢人口比率	62.0%	59.4%	57.4%	54.8%	52.0%	49.9%	49.1%	48.9%	49.3%	49.8%	50.2%
	老年人口比率	24.2%	27.1%	29.0%	31.3%	33.6%	35.5%	36.4%	36.7%	36.2%	35.5%	34.8%
	75歳以上人口比率	12.1%	13.6%	15.9%	17.9%	19.0%	20.6%	22.2%	23.5%	23.9%	23.4%	22.5%
シミュレーション2	総人口(人)	25,329	25,104	24,867	24,667	24,362	23,956	23,517	23,043	22,525	22,020	21,573
	年少人口比率	13.9%	13.6%	14.0%	14.4%	15.1%	15.6%	15.6%	15.7%	15.9%	16.2%	16.5%
	生産年齢人口比率	62.0%	59.7%	57.9%	55.7%	53.4%	51.7%	51.3%	51.6%	52.7%	53.9%	54.5%
	老年人口比率	24.2%	26.7%	28.1%	29.8%	31.5%	32.7%	33.0%	32.7%	31.4%	29.9%	29.1%
	75歳以上人口比率	12.1%	13.3%	15.3%	17.1%	17.9%	18.9%	20.0%	20.8%	20.7%	19.9%	18.5%

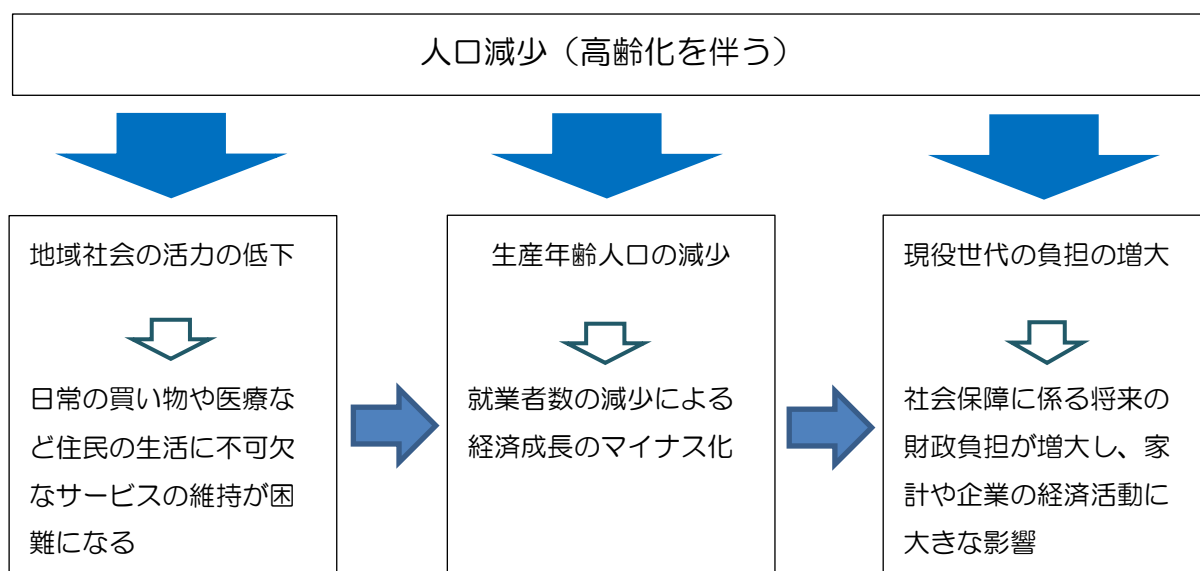
4 人口減少が地域の将来に与える影響

国土交通省が平成 26（2014）年 7 月に発表した、「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成」では、人口減少がこのまま進むと、令和 32（2050）年には、現在人が住んでいる居住地域のうち 6 割以上の地域で人口が半分以下に減少し、さらに、そのうち 2 割の地域では無居住化すると推計されています。地域社会の活力の低下が懸念されるとともに、特に過疎地域においては、日常の買い物や医療等、地域住民の生活に不可欠な生活サービスをどうやって確保していくかが、周辺集落を含め地域全体を維持する上で大きな課題となってきます。

人口減少は、その過程において必然的に高齢化を伴います。高齢化によって総人口の減少を上回る生産年齢人口の減少が生じ、就業者数の減少に繋がります。その結果、総人口の減少以上に経済規模が縮小し、一人当たりの国民所得が低下する懸念があります。就業者数の減少により生産性が停滞した状態が続けば、経済成長率はマイナス成長に陥ることが見込まれており、人口減少によって経済規模の縮小が始まれば、それがさらなる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥るリスクがあります。

また、人口減少に伴う急速な少子高齢化は、現役世代の負担を増大させ、保険、年金、医療、介護等の社会保障にかかる将来の財政負担はますます大きくなり、家計や企業の経済活動に大きな影響を与えることとなります。

人口減少とそれに伴う少子高齢化の影響は、地域産業にも及び、就業者数の全体的な減少が企業の撤退等につながり、地域の労働市場が縮小していくことが考えられます。



第4 富士河口湖町の将来の人口展望

1 目指すべき将来の方向

地域の社会や経済に大きな影響を与える深刻な問題である人口減少問題を克服するためには、行政、町民が一丸となって問題に取り組んでいく必要があります。

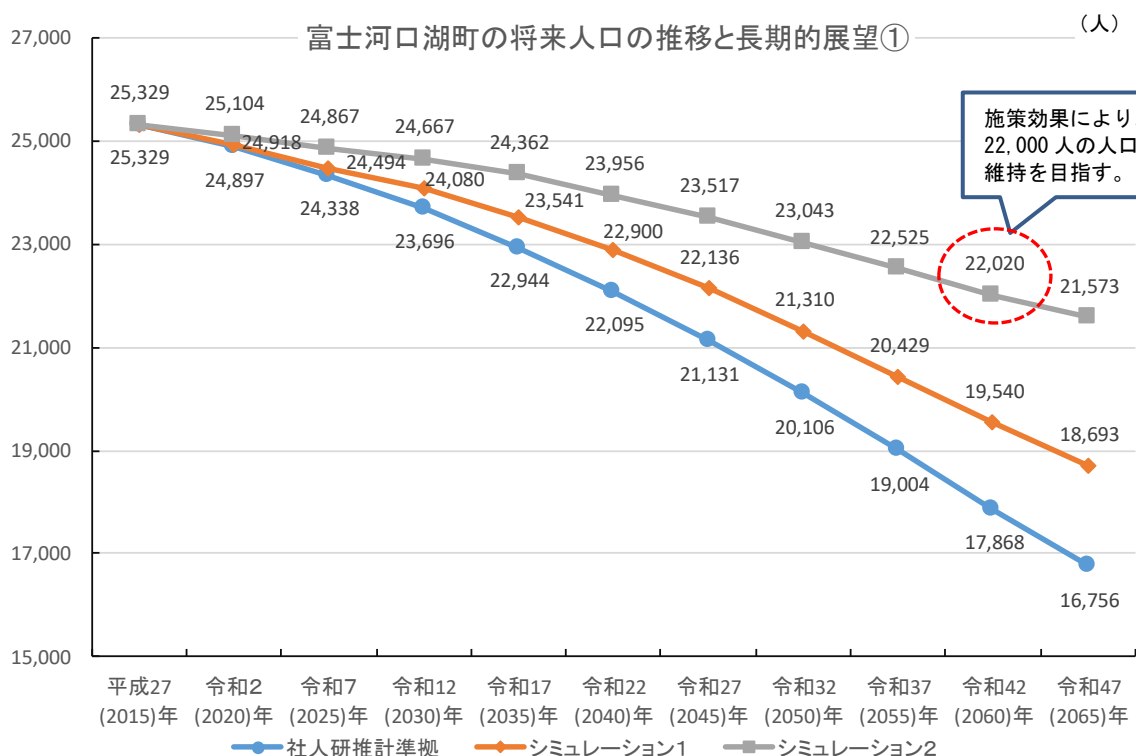
また、第2期総合戦略における、まち・ひと・しごと創生の実現に向けての施策と整合を図りながら、人口減少問題を解決するための施策を推進し、人口減少と地域経済縮小の克服、「しごと」と「ひと」の好循環とそれを支える「まち」の活性化を目指していくこととします。

2 人口の将来展望

国の長期ビジョン及び本町の人口に関する推計や分析、調査等を考慮し、本町が目指すべき人口規模を展望します。

将来人口推計の分析などを踏まえ、2060年に人口規模22,000人の維持を目指します。

人口減少対策に取り組み、自然増減や社会増減が現状よりも改善されれば、2060年の人口は22,020人となり、社人研の推計と比べて施策効果により4,152人の人口が増加することが見込まれます。



■合計特殊出生率の上昇

国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率と同程度の目標を目指し、2030年までに人口置換水準の2.1を達成し、以降は2.1の維持を図ります。

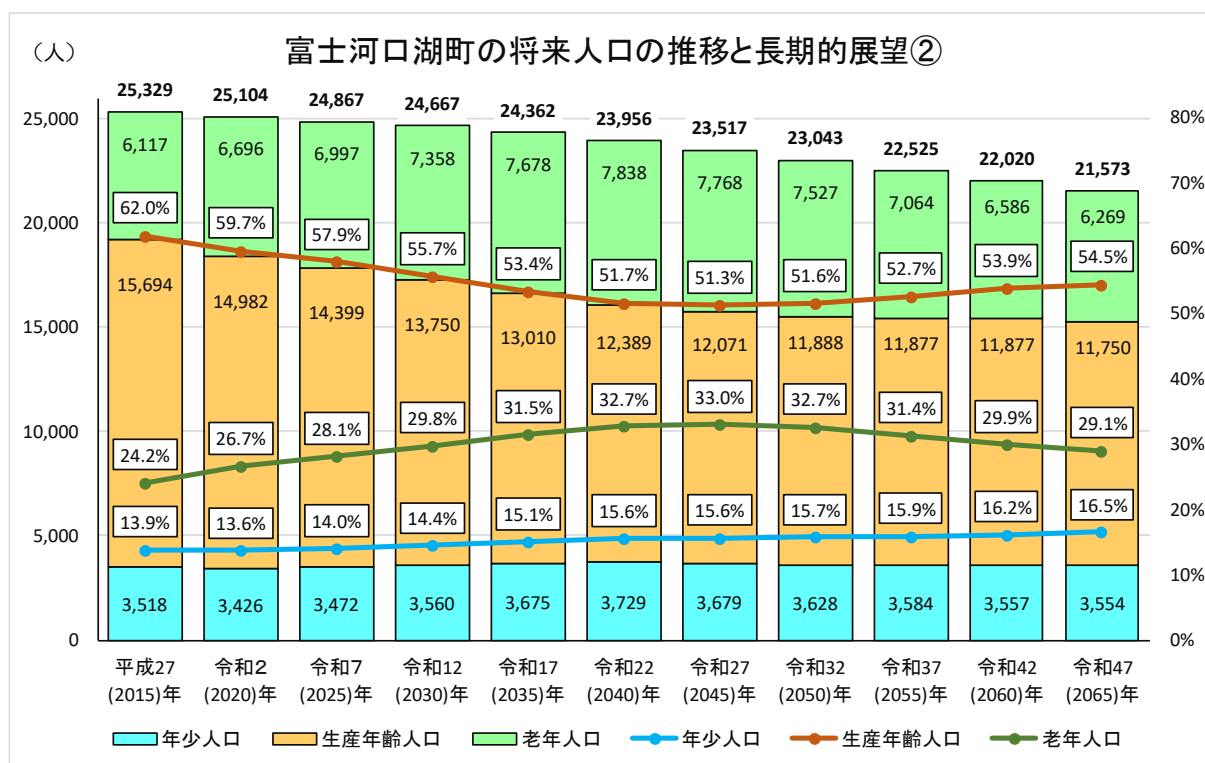
■社会増を図る

10代前半～20代前半の年齢層で人口流出が多くなっている本町の現状を改善し、若い世代の就労の希望を実現するための雇用環境の創出を図るとともに、安心して子育てができる環境も整え、若年層、子育て世代の社会増を図り、また、町全体の社会増も目指します。

人口の長期的展望を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は、合計特殊出生率が2.1まで上昇した効果により、令和2（2020）年で減少が止まった後、以降は横ばいで推移するようになります。構成割合は、令和27（2045）年以降は緩やかに上昇を続けます。

生産年齢人口（15～64歳）は、年少人口より遅れて合計特殊出生率の向上の効果が現れるため、令和27（2045）年まで減少した後、その後は減少幅が緩やかになります。構成割合は令和27（2045）年に低下が止まり、以降は上昇傾向で推移します。

老年人口は、令和22（2040）年まで増加を続け、以降は減少して推移するようになります。構成割合は、令和27（2045）年に33.0%でピークを迎え、以降は緩やかに減少し、令和47（2065）年には29.1%まで低下することが予測されています。



3 まとめ ～地方創生における人口ビジョン～

日本では、地方から人口が流出し続けており、その結果、地方の経済的・社会的な基盤が失われ、地域の持続性が問われるようになっていきます。

こうした我が国の現状を鑑み、本町が目指す将来の人口ビジョンは、将来において訪れる可能性の高い、人口減少を抑制するための施策を推進し、人口減少と地域経済縮小の克服、「しごと」と「ひと」の好循環とそれを支える「まち」の活性化の確立を目指すことです。

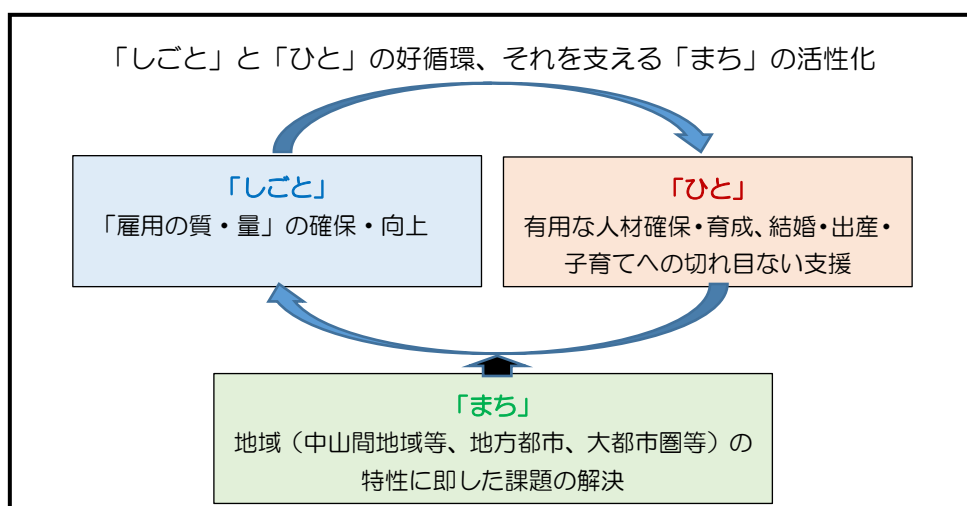
人口構造の転換には長い年月と長期的な視野が必要です。人口減少対策への施策が出生率向上に結びつき、成果が出るまでには、仮に出生率が人口置換水準まで向上しても、人口が安定して推移するようになるまでにはさらに時間を必要とします。しかし、対策ができるだけ早く講じられ、出生率が早く向上すれば、その後の出生数は増加し、将来人口に与える効果は大きくなります。

また、出生率が向上したとしても、今後数十年間の出生数を決める若年層の人口が減少し続けることになれば、将来の人口減少を止めることは困難になります。そのためにも、地域の活力を向上させ、若い世代が集まり、安心して働き、希望どおり結婚し、子どもを生ま育てることのできる地域社会を実現し、本町の将来を担う人材を呼び込み、また、流出させない取組も必要となってきます。

本町では、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率と同程度の目標を目指し、令和12(2030)年までに人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準)の2.1を達成し、以降は2.1の維持を目標に人口減少対策の施策を進めていきます。

また、10代前半～20代前半の年齢層で人口流出が多くなっている本町の現状を改善し、若い世代の就労の希望を実現するための雇用環境の創出を図るとともに、安心して子育てができる環境も引き続き整え、若年層、子育て世代の社会増を図り、町全体での社会増を図ることを目標とします。

そして、令和42(2060)年には22,000人程度の人口を維持するため、町民、行政が一丸となって人口減少対策に取り組めるよう、各施策を推進していきます。



第2章 地方創生総合戦略



TOWN OF FUJIKAWAGUCHIKO

第1 第2期地方創生総合戦略の策定

1 第2期地方創生総合戦略策定の主旨

(1) 第2期地方創生総合戦略策定にあたって

これから続いていく人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、本町の文化や歴史、産業等の強みを活かした「暮らしやすさ」を追求し、魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指します。

さらに、地域の外も視野に入れて、競い合いながら、観光、農業、商工業など、地域の持つ特性を活かして域外から稼ぐとともに、域外から稼いだ資金を地域発のイノベーションにつなげる等、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済を強くしていきます。

また、人口減少は、その歯止めに時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域をつくっていくこととします。

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

人口減少を和らげる
結婚・出産・子育ての希望を
かなえる
魅力を育み、ひとが集う

地域の外から稼ぐ力を高め
るとともに、地域内経済循
環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「一極集中」の是正

(2) 政策の五原則

地方創生総合戦略の各施策は、次の政策五原則に基づき進めます。

- ① 自立性：各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。
- ② 将来性：地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。
- ③ 地域性：国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。
- ④ 直接性：限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。
- ⑤ 結果重視：効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

2 第2期地方創生総合戦略の期間と推進体制

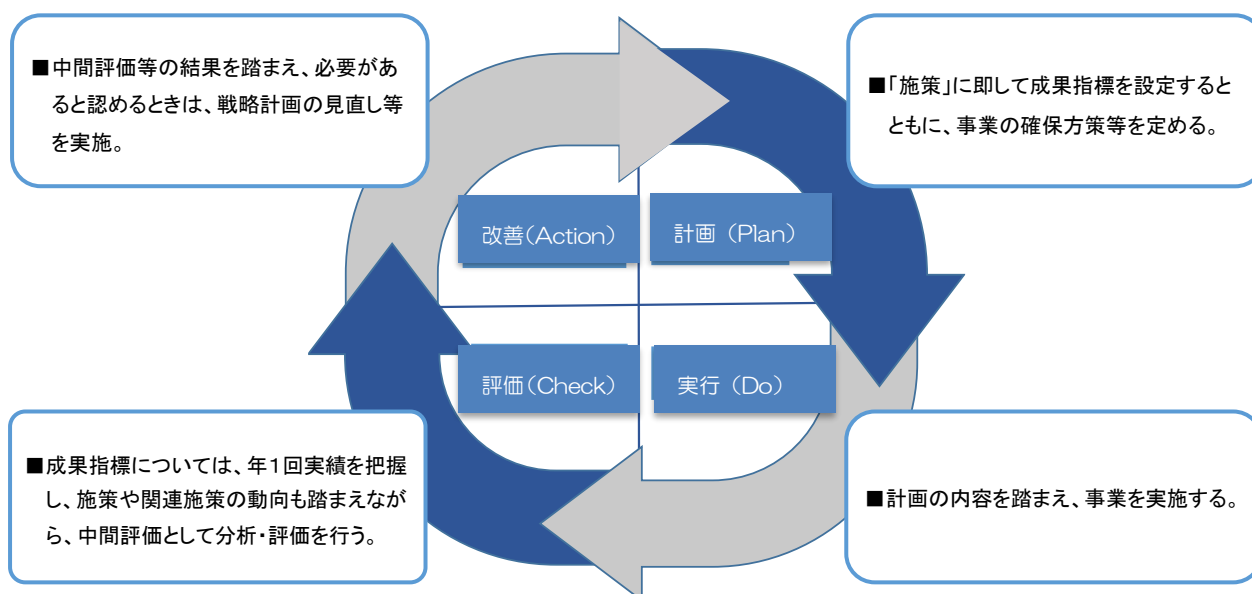
(1) 対象期間

国や県の総合戦略の対象期間を踏まえ、令和2年度～令和6年度までの5か年の計画とします。

(2) 推進体制

本計画は令和6年度の目標年次に向けて着実に実施していきます。また、本計画は成果（アウトカム）を重視し、数値目標、重要業績評価指標（KPI）に基づいて施策や事業の効果を検証し、必要に応じて本計画を改訂していくというPDCAサイクルのもと、外部有識者等を含む検証機関を設置し、基本目標に示す数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を検証していきます。

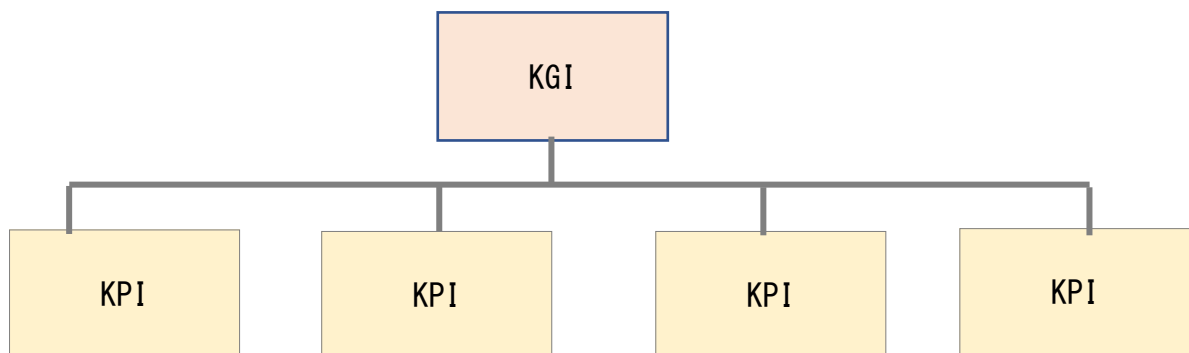
また、議会において総合戦略の効果検証についての報告をしていきます。



(3) 目標指標

「直接的・中間的な成果」を KPI と呼びます。KPI とは、Key Performance Indicator の略で、重要業績評価指標とも呼ばれます。KPI は最終的な目標を達成するための、過程を計測する中間指標のことです。最終的な目標を達成するためには、様々な過程を経ていかなければいけません。その最終目標を達成するために不可欠な過程を洗い出し、過程をどのくらいの状態で通過できれば、最終的な目標が達成できるか、そしてしっかりとクリア出来ているかどうかを数値で計測するのが KPI です。

また、最終的な目標は KGI と呼ばれています。KGI とは、Key Goal Indicator の略で、最終目標が達成されているかを計測するための指標のことで、総合戦略では、基本目標のことを指し、重要目標達成指標とも呼ばれます。



第2 第2期富士河口湖町地方創生総合戦略

本町が、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、第1期「総合戦略」の政策体系を踏襲し、以下のとおり、次の5つの基本目標と横断的な目標の下に取り組むこととします。

No	目標	施策の項目
基本目標1	地域に根ざした新しい雇用を創生する	1 雇用の創出 2 就労支援
基本目標2	人の流れをつくり地域経済を創生する	1 観光客の誘致 2 国際観光地にふさわしい環境整備 3 生涯活躍のまちづくり 4 国際交流のための支援 5 富士河口湖町への移住・定住支援 6 関係人口の拡大
基本目標3	未来の富士河口湖町を担う人材を創生する	1 未来の富士河口湖町を担う人材育成
基本目標4	生み・育むことに優しい環境を創生する	1 安心して子どもを生み育てることができる環境の充実 2 出産・子育ての負担軽減 3 出会いから結婚までのサポート 4 男女共同参画・ワーク・ライフ・バランスの推進
基本目標5	将来にわたり活力あふれる地域を創生する	1 公共交通ネットワークの充実 2 上下水道の整備の推進 3 防災・防犯対策の推進 4 安全環境づくりの推進 5 自助・共助によるコミュニティづくり 6 富士山火山防災対策の推進 7 高齢者の介護予防・社会参加の促進 8 将来にわたり感性育むまちづくりの推進 9 世界遺産にふさわしい美しい景観を活かしたまちづくり 10 地域情報化の推進 11 町民の文化活動の推進・参画 12 総合的な音楽祭を通じたまちづくり 13 スポーツの振興 14 自然・再生可能エネルギーを活かしたまちづくり 15 廃校を活用したまちづくり 16 地域の環境保全を図るための取組 17 富士河口湖町の特徴を活かしたまちづくり 18 快適なまちづくりのための行政サービス
横断的な目標	新しい時代の流れを力にする	

基本目標 1. 地域に根ざした新しい雇用を創生する

人口減少が進行し、特に、労働力人口の減少、消費市場の縮小が懸念される中、ひとが訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることでできる魅力的なしごと・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要です。このため、地域の特色・強みを活かした産業の振興や企業の競争力強化を図り、効果的に域外から稼ぎ、効率的に域内で富を循環させる地域経済構造を構築することが大切です。

具体的には、観光、商工業、農業などの本町のもつ強みを有する産業を見定め、生産性向上やイノベーション創出の基盤となる市場競争の促進に向けて、地域の中小企業が思い切った経営革新やチャレンジに取り組める環境の整備等を進めます。

さらに、こうした取組を通じた地域経済の活性化を推進するに当たり、最も重要なのはひとであることから、地域企業の成長戦略を実現するために必要な専門知識や、ノウハウ、経験を有する人材の育成・確保に一層取り組んでいくとともに、若者への就労支援など地元への就職や定住につながる事業を推進します。

他方、様々な人々が地方で安心して働けるようにするためには、地域の稼ぐ力を高めるだけでなく、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルも踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを通じて、しごとの場であり生活の場である地域全体の魅力を高めていきます。

【基本目標】

○就業者数の維持(平成 27 年国勢調査 12,845 人):維持

○新規創業・誘致件数:累計2件

1 雇用の創出

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
年間商品販売額 (H26 商業統計)	百万円	↗	38,413	40,000
製造品出荷額 (H30 工業統計表)	万円	↗	9,134,331	9,150,000
地域ブランド品の認証件数	累計/件	↗	2	4
企業立地数(延べ件数)	累計/件	↗	-	2

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	観光関連産業の拡大による雇用の創出（観光課）	基幹産業である観光業の振興を図り、魅力ある職場づくりにより雇創出を創出します。
②	地場産業の支援による雇用の拡大（観光課）	技術開発支援等きめ細かな支援により地場産業の振興を図り、多様な職場づくりにより雇創出を拡大します。
③	起業・創業期の企業に向けた支援（観光課）	地域課題解決貢献型起業支援制度の利用により、町内での起業・創業を促進し、産業の活性化と稼げる地域づくりを推進します。
④	町への企業誘致及び立地企業への支援（政策企画課）	町の自然環境等と調和し、雇創出の増大に寄与しながら、町の特性を活かした事業展開を行う企業を、県内外から誘致するとともに、町内立地企業への支援により地域の活性化につなげます。
⑤	地域ブランドの確立（農林課）	町内で生産される農産物や加工品の知名度をアップし、雇創出につなげます。
⑥	特産品開発支援（農林課）	山梨県の特産品認証制度等を活用し、町内で生産される農産物や加工品による特産物開発を支援し、雇創出につなげます。

2 就労支援

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
15～29 歳就業者数 (H27 国勢調査)	人	↗	3,752	維持・向上
富士北麓総合求人サイト登録所数	社	↗	-	300
就労相談参加人数	人/年	↗	27	35

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	若者への就労支援（観光課）	商工会と連携し、町内企業の合同による就職セミナーを地元高等学校、大学等に向けて開催することを検討します。
②	「であい亭」による役割と居場所づくり、低所得者支援事業（福祉推進課）	ハローワークと連携した、生活困窮者、低所得者、ひきこもり、精神疾患等により働いていない人のための相談事業の実施や地域の社会資源を活用して、短時間からでも働ける場を作るなどの支援を行います。

基本目標 2. 人の流れをつくり地域経済を創生する

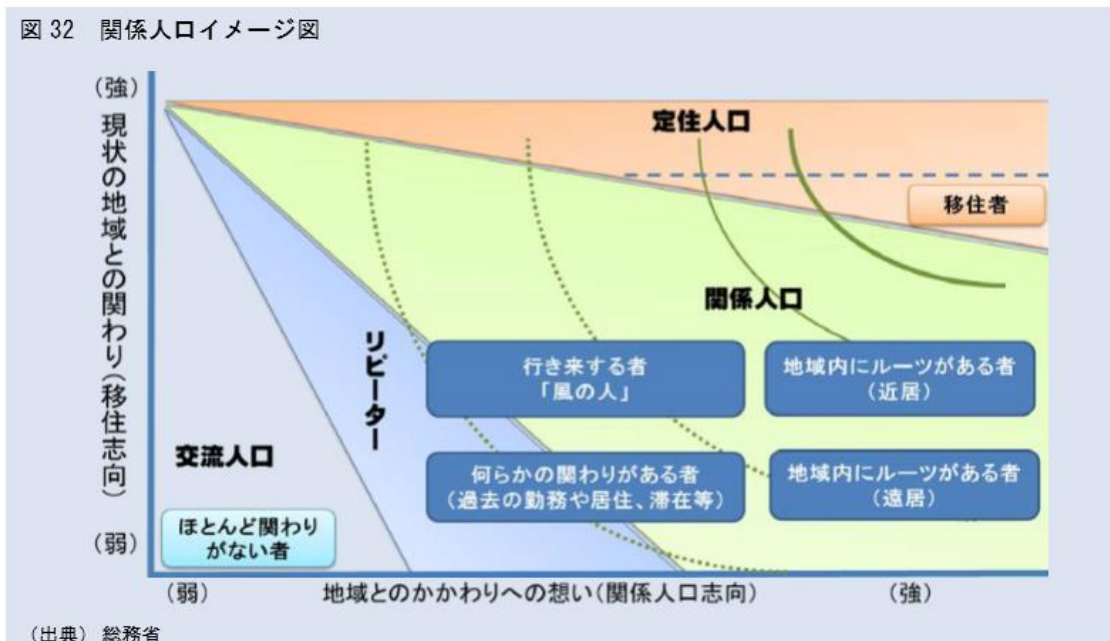
全国的な景気回復が続く中で、東京圏への一極集中の傾向は継続しています。

大都市圏への転入超過数の大半は若年層であり、多くの若者が進学、就職の機会を捉えて集まってきているものと考えられます。

地方へのひとの流れをつくるため、「地方にこそ、チャンスがある」といった若者等の夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを支援し、町を訪れ、住みたいという希望の実現に取り組みます。

また、町への移住・定着を促進するためには、第1期で取り組んできた施策を引き続き展開するだけでなく、将来的な移住にもつながるよう、町に対して継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、企業や個人による地方への寄附・投資等により地方創生の取組への積極的な関与を促すなど、資金の流れの創出・拡大を図ります。

図 32 関係人口イメージ図



【基本目標】

観光入込客数の向上(平成 30 年山梨県統計 5,523,937 人) 令和6年度までに年間 5,700,000 人

1 観光客の誘致

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
観光入込客数	人/年	↗	5,523,937	5,700,000

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	強力な観光推進体制の構築 (DMO設置による基盤強化、広域連携事業の推進等) (観光課)	観光推進体制の強化を図るとともに、広域的連携により波及効果の拡大に努めます。
②	サイクルツーリズムによる 国内外観光客誘致事業 (観光課)	個々でレンタサイクル業を営む事業者が連携し構成する「レンタサイクルステーション」のシステムを構築し、単に観光地のレジャーからひとつの交通手段としての活用を図り、サイクルツーリズムによる国内外観光客の誘致に努めます。
③	音楽のまちづくり事業 (文化振興局)	集客力のあるコンサートの開催、音楽を通じて人づくりを行う富士山河口湖音楽祭の開催等、ホールが主導で行う事業と、音楽合宿等受け入れに伴う合宿施設等の連携により、音楽と通じた取組の中から来訪者の増加を上げていく一方で宿泊施設のみならずレジャー施設とも連携し、音楽にまつわる方が、気持ちよく滞在できる仕組みを構築します。
④	富士桜まつり開催事業 (農林課)	創造の森に群生する富士桜・ミツバツツジが咲き誇る美しい自然を町民及び観光客に満喫していただくとともに観光振興及び都市交流を図ります。
⑤	世界遺産・富士山への誘客 プロモーション事業 (観光課)	世界遺産に登録された富士山と地域の自然景観や温泉・観光施設などの全国に誇れる地域資源を活用し、国内外に情報発信することで、当町の認知度及び地域ブランド力の向上を図り、本町への観光誘客を促進することを目的とします。 また、町と観光関係者が国外においてプロモーション活動、また、セールスコール活動等に効果的な情報提供をしていきます。
⑥	富士河口湖町大収穫祭事業 (農林課)	富士河口湖町産の農産物や代表的な畜産物を来場者に知ってもらい、地域の活性化と地域ブランドの認知度向上を図ります。

No	事業名	事業内容
⑦	地域の魅力を活かした事業の推進（ハーブフェスティバル開催事業等） （観光課）	ハーブフェスティバルでは、ラベンダーをはじめとするハーブや花々に囲まれた情景の中で、良質で格調高く、且つ話題性豊富な内容のイベントを実施しています。この河口湖とハーブの魅力をより多くの人に深く理解していただき、ハーブ文化を定着させ、ハーブを暮らしの中に活かす新しいライフスタイルの普及の場として位置づけ、住民の生活に潤いを与えるとともにリピーター観光客の増加を目指します。
⑧	都内からの観光客の誘客支援（小仏トンネル整備の働きかけ）（観光課）	小仏トンネル整備を働きかけ、観光客の導入を一層拡充します。
⑨	町の情報発信の強化 （政策企画課）	富士山と地域の自然景観や温泉地・観光施設等の情報を定例記者会見及びプレスリリースで提供し、情報発信力を高めます。

2 国際観光地にふさわしい環境整備

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成30年度 （基準値）	令和6年度 （目標値）
外国人宿泊客数	人/年	↗	629,432	700,000

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	宿泊環境の充実に向けた取組（経済的支援と合わせた事業資金調達支援） （観光課）	県要綱等に基づき、商工業の活性化のための資金の貸付けの決定を受けた法人又は個人(以下「借受人」という。)に対し、当該資金の利子補給をすることにより商工業の振興を図ります。
②	商店や観光売店等におけるキャッシュレス化・免税店化推進事業（観光課）	商店や観光売店等におけるキャッシュレス化及び免税店化を推進し、観光客の消費促進を目指します。
③	宿泊稼働率の向上事業 （観光課）	宿泊施設の稼働率向上に資する事業を行います。
④	まちなか WI-FI 設置事業 （観光課）	まちなかの WI-FI 環境を整備し、来訪者等の利便性を図ります。

3 生涯活躍のまちづくり

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
くぬぎ平スポーツ公園施設利用者数	人	↗	25,000	31,200
くぬぎ平スポーツ公園スポーツ大会参加者数	人	↗	18,000	22,200

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	富士河口湖町くぬぎ平スポーツ公園運動場整備 (生涯学習課)	現在の施設を人工芝化することにより、利用期間の延長、利用者の増加などを見込むとともに、天然芝のメイン・サブグラウンドとともに新たな付加価値を加え、「スポーツ振興」と「観光振興」につなげ、生涯活躍の基盤施設とします。
②	国内外のスポーツチームの大会・合宿等誘致 (生涯学習課)	くぬぎ平スポーツ公園運動場リニューアルに伴い大会・合宿等誘致を進めます。

4 国際交流のための支援

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
交流事業延べ参加者数	累計/人	↗	-	1,400

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	国際音楽合宿等誘致振興活性化事業 (文化振興局)	豊富な自然と国内での音楽合宿等の実績とインフラを活かし、海外から音楽団体交流など目的を持った滞在を促進し、人の流れをつくります。
②	アーティストインレジデンス事業 (文化振興局)	アーティストを招き滞在してもらいながら作品制作をしてもらい、そこから生まれた作品や取組を使い、新規ブランド及び新規事業として発信します。また、体験プログラム等のワークショップを開催します。
③	イベント・キャンプ等の受け入れ事業 (政策企画課)	国際的なイベントの受入れ・スポーツキャンプ地の誘致国や友好都市との交流事業を進めます。

No	事業名	事業内容
④	日本文化で国際交流事業 (政策企画課)	西湖いやしの里において、日本の文化（書道・茶道・華道など）や日本の遊び（折り紙・けん玉など）を訪れる外国人に楽しんでもらい交流を進めます。
⑤	スポーツキャンプ地の誘致 国との交流事業 (政策企画課)	国際的なイベントであるオリンピックなどの事前合宿等の誘致を進め、その後、トップアスリートとの交流を進めることで質の高い魅力ある観光地づくりを推進します。

5 富士河口湖町への移住・定住支援

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
移住・定住事業利用者数	世帯/年	↗	25	31

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	空き家バンク制度による移住促進事業（政策企画課）	空き家バンク制度による空き家の情報発信により、移住促進を目指します。
②	地方移住の推進、空き家リフォーム補助事業 (政策企画課)	空き家バンクに登録した空き家の改修及び修繕に要した費用の一部を、所有者に対して補助します。
③	住宅用地定住促進事業 (政策企画課)	定住を促進し、地域の活性化と福祉の向上を図るため、一定規模の住宅用団地の造成事業に対して、交付要件を充たした場合に奨励金を交付します。
④	新築住宅建築等奨励事業 (政策企画課)	町外から配偶者を伴い転入し、新築住宅を建築又は購入した場合に補助します。
⑤	フラット 35 地域活性化型住宅ローン金利引下げ事業 (政策企画課)	住宅金融支援機構と連携したフラット 35 地域活性化型住宅ローン金利の引下げを行います。

6 関係人口の拡大

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
ふるさと納税件数	件/年	↗	6,107	8,000
企業版ふるさと納税活用数	累計/件	↗	-	2

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	ふるさと納税(政策企画課)	ふるさと納税制度を活用し、本町への誘客を促します。
②	企業版ふるさと納税 (政策企画課)	企業とのパートナーシップを構築し、本町の魅力を発信していきます。
③	関係人口創出事業 (政策企画課)	メールマガジンの発信、イベント、サテライトオフィス等を活用し、本町の関係人口増加を促進します。

基本目標 3. 未来の富士河口湖町を担う人材を創生する

基幹産業である観光産業の担い手や技術者を養成し、時代や地域のニーズに合った人材を育成するとともに、外国語の教育を充実させるなど、国際化に対応した教育や外国語の堪能な人材育成を推進します。また、健康で充実した質の高い生活をおくるためにスポーツ・文化・教育・防災の振興を図ります。

地方創生の取組は、これを担う人材の活躍によって、初めて実現されます。地方創生の更なる推進に向けては、地方創生の基盤を成す多様な人材に焦点を当て、その活躍を推進することが重要です。

このため、多様化、複雑化する地域の課題の解決に向けて、町だけでなく、地域外の企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様なひとびとが活躍できる環境づくりを積極的に進めます。

また、女性、高齢者、障がいのある人、外国人など誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会をつくることが重要です。こうした地域社会を実現するためには、互助、共助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う体制づくりが重要であり、このようなつながりや場の形成は、新しい発想やビジネスを生み出す力としても期待されます。

【基本目標】

○人材育成関連事業への参加者数(平成 30 年度 784 人):年間 900 人

1 未来の富士河口湖町を担う人材育成

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
学校と連携した地域連携授業の受講者数:年間	人	↗	193	200
防災士資格取得者数:年間	人	↗	3	5

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	おもてなし塾事業 (生涯学習課・観光課)	すべての住民が生涯学習に取り組み、豊かな交流の中で生活を楽しめるよう、家庭、地域社会、学校、行政の連携など「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる、生涯学習のまちづくり推進体制の整備を進めます。 ホテル旅館その他サービス業に従事する町民に、おもてなし講座等の開設により、世界に通じる一流のおもてなしができるような訓練を行い、認定します。
②	国際化に対応した人材育成 (学校教育課)	国際化に対応した教育、外国語の堪能な人材育成のため、A L T 事業を導入して早いうちから児童生徒に異文化交流を体験してもらいます。
③	友好提携による人的交流の充実 (政策企画課、文化振興局)	富士河口湖町と外国友好都市（スイス、ツェルマット）と、締結した友好都市交流をさらに促進するため、相互の訪問交流を実施します。
④	I C T 教育推進事業 (学校教育課)	教育機器の充実により、I C T を有効活用した授業を進めるとともに、教育機関での情報教育の推進や学校間での情報交流を推進します。
⑤	地元大学と高校との連携事業 (政策企画課)	町と健康科学大学とで行った「包括連携協定」に基づき地域連携事業の一環として、地域行政の取組の実際と課題について講義を行います。また、富士河口湖高等学校において、職員による未来の町を担う人材育成に向けた授業を行います。さらに、学生が町の事業へ参加することで町の取組を研究し、課題解決策の提案をもらいます。
⑥	地域の特色ある学校づくり、人づくり事業 (学校教育課)	環境や文化、自然に関する地域教材を積極的に取り入れた授業を実施し、各小中学校の特色ある学校づくりの取組に対して補助を行います。

No	事業名	事業内容
⑦	青少年を育成する取組（ジュニアリーダー育成事業、自然観察教室、緑の少年隊活動事業） （生涯学習課）	すべての青少年が生涯学習に取り組み、豊かな交流の中で生活を楽しめるよう、家庭、地域社会、学校、行政の連携など「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる、生涯学習のまちづくり推進体制の整備を進めます。
⑧	子どものための音楽鑑賞等芸術文化を通じた教育支援事業（文化振興局）	町内の小中学校等と連携しながら、生の本物の演奏を身近に鑑賞する機会を作り、感性を育む機会を作ります。
⑨	地域の防災を担う人材育成（地域防災課）	地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得を促進します。
⑩	支え合うまちづくりのための人材育成事業	地域を支える人材育成を進めます。 手話通訳者設置事業（福祉推進課） 新規狩猟者確保対策事業（農林課）

基本目標4. 生み・育むことに優しい環境を創生する

わが国の出生数は減少が続いており、合計特殊出生率は、2018年時点で1.42となっています。少子化の進行は、若い世代での未婚率の増加や晩婚化に伴う第1子出産年齢の上昇、就業状況の変化に伴う結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなどの要因が複雑に絡み合っているとされます。

こうしたことを踏まえ、地域や企業など社会全体として、男女ともに結婚、子育て、仕事をしやすい環境整備が行われるよう、第2期子ども・子育て事業推進計画により実効性のある少子化対策を総合的に推進します。

具体的には、結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立に係る国全体の制度等の活用を促進することに加え、町をはじめ各種団体等における結婚の希望をかなえる取組、子育てのサポート体制、男女の働き方などの地域の実情に応じた少子化対策の取組を推進します。

【基本目標】

年間の出生者数：維持・向上（平成26年から平成29年の4年間の平均238.2人）

1 安心して子どもを生み育てることができる環境の充実

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
子育てを応援する家庭教育事業参加者数	人	↗	7,600	7,800

【このKPIを達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	子育て世代包括支援センターの整備（子育て支援課）	子育て世代包括支援センターの機能整備を図り、子育て世代の包括的な支援を進めます。
②	不妊治療費補助事業（子育て支援課）	不妊治療費補助事業（「ようこそ赤ちゃん事業」の普及促進を図ります。
③	「出会いサポーター」育成事業（福祉推進課）	独身男女の交際支援ボランティア「出会いサポーター」育成事業を進めます。
④	親子の憩い空間づくり事業（公園活用事業） （生涯学習課・都市整備課）	子どもが遊び、母親が集い、子育てについての情報交換・情報収集ができるような公園を主要地区適所に配置し、子育ての一助とします。
⑤	子育てを応援する家庭教育事業（生涯学習課）	子育てを応援する家庭教育事業として、子育て支援に関する教室を開講します。

No	事業名	事業内容
⑥	思春期等保健対策事業 (子育て支援課)	思春期の子どもへの保健対策事業を進めます。
⑦	新生児訪問事業・乳児家庭 全戸訪問事業	新生児・乳児家庭の全戸訪問を行い、発育状況の確認や親の相談ごとへの対応を図ります。
⑧	新生児訪問事業・乳児家庭 全戸訪問事業 (子育て支援課)	新生児訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」の普及促進を図ります。
⑨	つどいの広場事業 (子育て支援課)	0歳～就学前の乳幼児の親が気軽につどい、子育てについて学び合えるつどいの広場事業を進めます。
⑩	放課後児童クラブ、乳幼児 教室の開催(子育て支援課)	放課後児童クラブ、乳幼児教室を開催します。
⑪	放課後児童健全育成事業 (生涯学習課)	放課後児童の健全育成を進めます。
⑫	多胎児妊婦一般健康診査費 用補助事業 (子育て支援課)	多胎児妊婦一般健康診査費用の助成を行います。

2 出産・子育ての負担軽減

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
子育て情報発信サイト「ママフレ」アクセス数	回/年	↗	7460	7,600

【このKPIを達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	子育て支援情報の発信 子育てライフプランセミナーの開催(子育て支援課)	子育てに役立つ情報発信を進めます。また、子育てセミナー等を開催し、出産・子育ての負担軽減を行い、より子育てが充実してできる環境づくりを進めます。
②	保育料軽減事業 (子育て支援課)	保育所入所児童の給食費完全無料化を進めます。
③	子ども医療費助成事業 (子育て支援課)	18歳まで対象者の拡充維持を進めます。
④	紙おむつ用品支給事業 (子育て支援課)	1歳の誕生日まで月1回購入費を助成します。

3 出会いから結婚までのサポート

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
婚活事業のカップル成立組数	組/年	↗	3	7

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	結婚適齢年齢の出会いの場の創出 (福祉推進課)	各種クラブ活動の紹介と入会情報を、町のHP等で動画で閲覧できるようにするとともに、その情報を各企業や自治会に配布し、独身者が参加しやすい環境をつくります。
②	「結婚して良かった！」冊子作成 (福祉推進課)	未婚、晩婚化の一因とされる結婚することへのメリットが見いだせずにいる方への対策として、結婚のメリットを紹介する「結婚して良かった！」冊子を作成し結婚への意識啓発を図ります。

4 男女共同参画・ワーク・ライフ・バランスの推進

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
男性役場職員の育児休業取得率	%	↗	0	5
女性活躍支援講座開催参加者数	人/年	↗	19	30

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	男女共同参画を目的とした町独自の第2次ふじサンサンプラン推進事業 (政策企画課)	家庭や職場、地域社会のあらゆる機会への女性参加の確保や安心して子育てができるとともに、男女の個性を尊重する環境整備を推進するため第2次「ふじサンサンプラン」を着実に推進していきます。
②	女性活躍支援講座開催 (政策企画課)	男女の固定的な役割分担意識の是正を促進することを目的として、子どもを産み育てる環境を整えていく環境づくりについて、意識啓発のための講演会等を開催していきます。
③	父親の育休取得促進 (企業訪問等の開催) 及び各種教室の開催 (政策企画課)	町内各事業所で父親がジェンダーや習慣に縛られることなく育児や家庭生活に積極的に参加するための正しい知識の普及と啓発も行います。

基本目標 5. 将来にわたり活力あふれる地域を創生する

訪れたい、住みたいと思えるような地域をつくるためには、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせることで、魅力的な地域づくりを進める必要があります。

このため、地域交通の維持・確保を進めるとともに、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図ります。あわせて、豊かな自然、観光資源、文化、スポーツなど地域の特色ある資源を最大限に活かし、地域の活性化と魅力向上を推進します。

また、急速な高齢化にも対応し、人々が地域において安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を確保し、生涯現役の社会づくりを推進するとともに、地域における防災・減災や交通安全の確保を図り、地域共生社会の形成を目指します。

さらに、IoT(Internet of Things)を用いて全てのモノと人が常につながり、今までなかった新たな価値を創造することで、これまでの課題や困難を克服することやAI(人工知能)によって得られる技術を地域づくりや業務に活かしていきます。

【基本目標】

まちに住み続けたいという意向の向上

(平成 28 年 8 月の町民アンケート “住みたい” と答えた率 82.5%)

: 令和 6 年度に実施する町民アンケート “住みたい” と答えた率 85.0% 以上

1 公共交通ネットワークの充実

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和 6 年度 (目標値)
生活バス路線利用者数	人/年	↗	18,153	19,000

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	地方バス路線対策事業 (政策企画課)	富士河口湖町生活バス路線を維持するために、富士急山梨バス(株)に対して路線維持に係る費用を助成するとともに、利用者の利便性を図るため、バス事業者を含め運行コースなど公共交通との調整を図ります。
②	駅から目的地までの二次交通の拡充事業(観光課)	施設整備による循環経路の拡大(レトロバス)の促進に努めます。

2 上下水道の整備の推進

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
下水道普及率	%	↗	79.3	82

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	安全安心な水道水の供給及び下水道の整備（水道課）	上水道の耐震化率、下水道の普及率を向上させます。
②	合併処理浄化槽整備補助事業（環境課）	合併処理浄化槽の整備・普及を進めます。

3 防災・防犯対策の推進

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
防災マップ作成延べ件数	件/年	↗	2	3

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	安全安心な学校づくり （青パト巡回、地域見守り隊）（地域防災課）	町民及び観光客などの安全・安心のため、町内の犯罪抑止及び防犯意識の普及啓発を行い、犯罪の発生を未然に防止を目的として、町の所有する青色回転灯防犯パトロールカーを使用してパトロールを行います。
②	自主防災マップ作成補助事業（地域防災課）	町民が地域の危険箇所、防火水利、避難場所及び避難経路等を把握し、災害時の地域住民の一括した情報源として活用するため、自主防災会、行政区等が行う防災マップの作成等に対し、補助金を交付し、地域防災力の向上を図ります。

4 安全環境づくりの推進

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
踏み間違い防止装置設置助成件数	件/年	↗	-	40
ドライブレコーダー設置助成件数	件/年	↗	-	200

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	ドライブレコーダー及び AT 車踏み間違い事故防止装置購入助成事業（福祉推進課）	高齢者の運転状況の記録及び運転操作ミスによる自動車事故の抑制のための助成を行います。

5 自助・共助によるコミュニティづくり

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
自治会加入率	%	↗	53	60

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	自治会への加入促進（地域防災課）	自治会への加入を促進し、自助・共助による地域コミュニティづくりを推進します。

6 富士山火山防災対策の推進

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
避難確保計画策定	策定	↗	-	策定

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	避難促進施設の避難確保計画の策定（地域防災課）	避難促進施設の避難確保計画を策定します。
②	富士山噴火広域避難訓練の実施	富士山噴火広域避難訓練を年 1 回行います。

7 高齢者の介護予防・社会参加の促進

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
65 歳以上の就業率(H27 国勢調査)	%	↗	27.3	30.0
一般介護予防事業利用者数	人/年	↗	8,853	9,000

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	介護予防日常支援総合事業（健康増進課）	地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を進めます。
②	介護保険の地域支援事業（健康増進課）	地域ケア会議を開催しながら、地域課題解決のための地域活動を実践します。
③	シルバー人材センターの活用（観光課）	高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進していきます。
④	健康科学大学との連携（健康増進課）	地域に根付く多くの若者を擁する健康科学大学の学生に対し、認知症サポーター養成講座を開催し、養成することで、認知症になってもとじこもることなく暮らせるよう、見守りが厚い地域づくりに取り組みます。

⑤	健康のまちづくり推進事業 (健康増進課)	「富士河口湖町健康のまちづくり条例」に基づき町民の努力、行政・知育の役割により「健康のまちづくり計画」の推進と健康のまちづくり施策を進めます。
---	-------------------------	---

8 将来にわたり感性育むまちづくりの推進

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
子ども施設や老人ホームなどでのミニ演奏会	累計/人	↗	-	500

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	音楽鑑賞等芸術文化を通じた地域活性化事業 (文化振興局)	小さな子どもから高齢者まで幅広く、音楽鑑賞や芸術文化に参画することを通じて、感性豊かに育ち、生活を豊かに潤いある生活を享受できるよう子ども施設や老人ホームなどでのミニ演奏会を開催します。

9 世界遺産にふさわしい美しい景観を活かしたまちづくり

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
生け垣設置補助金助成件数	件/年	↗	2	3

【この KPI を達成するための事業】

o	事業名	事業内容
①	生け垣設置補助事業 (都市整備課)	安全かつ緑豊かな町づくりを推進するため、町並み緑化の一環として生け垣づくりを推進し、健康で文化的な生活の確保に寄与するよう努めます。

10 地域情報化の推進

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成31年 (基準値)	令和6年度 (目標値)
町ホームページアクセス件数	件/年	↗	1,192,198	1,300,000

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	地域情報通信基盤整備事業 (地域防災課)	上九一色地区への情報基盤の整備により、情報化格差をなくすための地域情報通信基盤整備事業を進めます。
②	広報誌作成及び行政番組放映事業 (政策企画課)	役場の情報と町の出来事をお知らせする広報誌の発行とともに、テレビ番組を制作しケーブルテレビを通じて幅広く紹介します。
③	電子市町村システム及びコンビニ交付システム共同化事業 (住民課)	電子自治体の実現のため、IC カード標準システムを活用したコンビニ交付システムを導入し、住民の利便性を図るとともに、行政の効率アップ及びコスト削減と町の活力を図る窓口交付事務の業務コストの削減及び役場の閉庁時間帯の利用可能による住民の利便性の向上に努めます。

11 町民の文化活動の推進・参画

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
文化施設でのイベント等来場者数	万人/年	↗	11.9	13

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	ステラシアター事業及びボランティア育成事業 (文化振興局)	音楽を通じ地域の文化振興を図る仕組みの構築のため事業展開します。また、今まで以上に地元の学生ボランティア等の参加を呼びかけていきます。
②	円形ホール事業 (文化振興局)	小さいホールの特徴を活かしながら、規模よりも質感のある事業を展開していきます。
③	河口湖美術館等運営事業 (文化振興局)	河口湖の中にある主要な美術館であり、鑑賞する作品が相互に特徴があり、ホールと違った町の魅力づくりに貢献していきます。
④	新しい文化事業における生活基盤向上事業 (文化振興局)	東京オリンピック・パラリンピックの期間中及び前後に多くの外国人の方が訪れ、富士山周辺の魅力を発信できる良い機会となるため、この機会を活かしながら、各国の大使館等とも連携し、それぞれの国の魅力を音楽会を通じて紹介していきます。

12 総合的な音楽祭を通じたまちづくり

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
音楽祭事業参加者数	人/年	↗	17,628	20,000

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	富士山河口湖音楽祭事業 (文化振興局)	住民参加型による音楽祭等芸術祭を開催し、まちづくりを促進します。

13 スポーツの振興

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
スポーツクラブ富士山登録者数	人	↗	408	450

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	クラブ富士山事業の推進 (生涯学習課)	健康で充実した質の高い生活をおくるため、スポーツの振興を推進し、住民の誰もが体力、年齢に応じた生涯スポーツを行える環境を整えます。
②	青少年スポーツクラブの支援強化 (生涯学習課)	健康で充実した質の高い生活をおくるため、青少年スポーツクラブの育成を図ります。

14 自然・再生可能エネルギーを活かしたまちづくり

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
太陽光発電システム設置補助金助成件数	件/年	↗	12	30

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	太陽光発電システム設置補助事業 (環境課)	クリーンエネルギーによる環境循環システム利用を推進し、環境にやさしいまちづくりを推進します。
②	EM ぼかし利用推進事業 (環境課)	EM による環境循環システム利用を推進し、環境にやさしいまちづくりを推進します。

15 廃校を活用したまちづくり

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
利活用された廃校の数	校	↗	0	2

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	廃校活用事業(政策企画課)	廃校を有効活用し、活力あふれるまちづくりを推進します。

16 地域の環境保全を図るための取組

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
活用された遊休農地	ha	↗	0.75	2

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	遊休農地対策事業(農林課)	遊休農地等を借り上げて、ふれあい農園及び景観形成作物の植栽を行い地域の環境保全を図ります。

17 富士河口湖町の特色を活かしたまちづくり

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
世界遺産学習活動年間参加者数	人/年	↗	464	500

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	世界遺産学習の実施 (生涯学習課)	富士山の魅力や価値を守り育むとともに、本町の特色を活かした世界遺産にふさわしい地域形成を推進します。

18 快適なまちづくりのための行政サービス

【この分野の重要業績評価指標(KPI)】

	単位	方向	平成 30 年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
AI・RPA 導入業務	件	↗	-	2

【この KPI を達成するための事業】

No	事業名	事業内容
①	過疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画策定事業 (政策企画課)	過疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画を策定し、地域の基盤整備を進めます。
②	AI・RPA の推進 (政策企画課)	単純な繰り返したデータの入力など、職員の代わりに A I が業務を行う RPA (ロボティックプロセスオートメーション) の導入など職員が費やすことができる住民サービスの時間を増やし、対人サービスの充実を図ります。

横断的な目標 新しい時代の流れを力にする

未来技術は、各々の地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待されます。

このため、地域における Society 5.0 の推進に向けて、地域における情報通信基盤等の環境整備を進めた上で、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を図ります。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができると考えられます。このため、SDGs を原動力とした地方創生を推進します。

SDGs は、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標とその下に細分化された 169 のターゲットで構成されています。

【SDGs の 17 の目標】

SDGs の取組は、少子高齢化の課題に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的とする地方創生につながるものです。したがって、第 2 期地方創生総合戦略においても、総合計画と同様に SDGs の考え方を踏まえた施策の推進に取り組んでいきます。

